

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	66 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	58 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	21 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月から同年12月まで

私は、A市に転居後に国民年金の住所変更手続きを行い、後日、市から昭和52年4月から同年6月までの夫婦二人分の国民年金保険料の納付書(手書きのもの)の送付を受けていたが、引っ越しの後片付け等で納付が遅れ、納付期日ぎりぎりに妻が慌てて市役所へ納付しにいったため、妻は自分の分の納付書しか持っていかず、私の分の保険料を納付し損ねてしまった。

しかし、申立期間以降の国民年金保険料については、妻が、市から送付された新しい納付書(印字されたもの)を使用して夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていた。

申立期間について、妻の記録は納付済みであるのに、私の納付記録が無く、未納と記録されていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録を見ると、申立期間及び未納であることを認めている昭和52年4月から同年6月までを除き、婚姻(昭和50年4月)後の国民年金加入期間に未納は無く、納付を担当していた申立人の妻の納付意識の高さが認められる。

また、申立人の妻は、未納であることを認めている昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料の納付状況を詳細に記憶しており、そのことは当時のA市における納付方法と一致していることから信憑性<sup>びよう</sup>が高いものと考えられるところ、自身の過失により申立人の保険料が納付できなかったことを現在も悔やんでいる申立人の妻が、当該未納期間直後の申立期間の国民年金保険料について、再度自身の分の保険料のみを納付し、申立人の分の保険料を納付し

なかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人の妻に係るA市の国民年金被保険者名簿の納付記録を見ると、申立期間を含む昭和52年度の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人の妻が自身一人分の保険料しか納付できなかった事情もうかがえない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年1月まで

昭和63年5月末日に勤務先の事務所が閉鎖になった。厚生年金保険の加入期間は25年あり、年金の受給権は確保していたが、当時の事務所長から国民年金の加入と失業保険の手続をするように言われた。

時期ははっきりとは覚えていないが、私は、A市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。

私は、送付されてきた納付書を使って、B銀行で申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、銀行で定期的に国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格について、A市国民年金被保険者名簿を見ると、昭和63年5月26日に国民年金の被保険者資格を取得しており、資格取得の原因等の欄には「2. 3. 16」の印字が確認できることから、平成2年3月16日に加入手続を行ったものと推定できる。この場合、申立期間の国民年金保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能である。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況について、オンライン記録を見ると、国民年金の被保険者資格を取得した昭和63年5月から国民年金の加入手続を行った平成2年3月までの保険料について、申立期間を除き、同年7月から3年10月までにかけて複数回に分けて過年度納付していることが確認できる。

さらに、国民年金の被保険者資格を取得した昭和 63 年 5 月以降の国民年金保険料について、申立期間を除き未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえることから、申立期間の前後の保険料と同様に、申立期間の保険料も過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 5396 (事案 104 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 53 年 3 月まで

昭和 47 年 2 月に夫婦で国民年金への加入手続を行った以降は、二人共に 60 歳に至るまで未納期間が生じないよう国民年金保険料を全て納付してきた。その間、私は一時期会社勤めで厚生年金保険の適用となったが、退職後の 51 年 8 月以降の申立期間についても保険料を納付した。ところが年金記録では申立期間について私の分だけ未納とされている。

そこで年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正が認められない旨の通知を受けた。

前回の上記第三者委員会への申立ての際に、私の妻が「いつも夫婦二人分の保険料を同時に納めていた。」と話したように受け取られているが、そのような主旨ではなく、私の妻は、送られてくる納付書にしたがって、夫婦共に未納期間が生じないように全ての国民年金保険料を納付したので、私の分だけを未納のまま放置するはずがないと話している。もう一度誤解がないよう私たちの申立てを十分に酌み取って、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付するためには、昭和 51 年 8 月に厚生年金保険の資格喪失後に、A 市で国民年金に係る再加入手続を行う必要があるが、この手続日は、A 市の国民年金被保険者名簿において 53 年 8 月 10 日であることが確認でき、申立期間は過年度期間となるが、この期間の保険料について、申立人の妻の分は申立人の手続前の同年 6 月 26 日までに納付されていることが妻の被保険者名簿から確認でき、申立人の妻がいつも夫婦二人分の保険料を納付していたとする主張

は、この事実と矛盾する、ii) A市の被保険者名簿における納付記録も、社会保険庁(当時)の記録と同様に申立期間は未納となっているほか、過年度納付をうかがわせる事情も見当たらなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年4月15日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後、i) 申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻によると、「前回の申立ての際、私がいつも夫婦二人分の保険料を同時に納めていたと話したように受け取られているが、そのような主旨ではなく、送られてくる納付書にしたがって、夫婦共に未納期間が生じないように全ての期間の保険料を納めたので、夫の分だけを未納のまま放置するはずがないとの主旨である。」としており、申立人の妻は、当初から必ずしも夫婦同時の現年度納付を主張しているものではないと認められること、ii) 申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る国民年金への再加入手続が昭和53年8月10日に行われたことが確認でき、申立期間については過年度納付が可能な期間であること、iii) 申立人に係る特殊台帳によると、今回新たに、申立期間に係る過年度納付書が発行された旨の記録が確認できること、iv) 申立人の妻に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の一部について、申立人の妻の保険料も過年度納付されている上、申立人に係る同名簿によると、申立人自身の保険料についても、申立期間直後の翌昭和53年度の一部について、過年度納付されていることが確認でき、申立人の妻が申立期間の当時、夫婦共に未納期間が生じないように遡ってでも保険料を納付していることがうかがえることから、申立人の妻が、A市において、申立人に係る国民年金への再加入手続を行い、これにともなって申立期間について発行された過年度納付書により、申立期間の保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の20か月を除き、国民年金保険料を全て納付している上、申立期間について、申立人の妻は納付済期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 51 年 3 月まで

私はA市に住んでいた昭和 50 年 5 月に国民年金に加入した。国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は妻に任せていたが、妻は加入当初から定額保険料に加えて付加保険料も欠かさず納付していたと言っている。社会保険事務所(当時)の記録では加入当初の約 1 年間について、付加保険料が未納とされていることを最近知らされたが、この約 1 年間のうち、同年 8 月から 51 年 3 月までについては定額保険料を現年度中に納付していることが保管している領収証書によって明らかなので、少なくともこの期間については付加保険料を納付していることは確かである。申立期間については先般妻の年金記録確認第三者委員会への記録確認の申立てが認められ、年金記録が訂正されたので、私についても、同じ期間について調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 5 月に国民年金に加入して以降、55 年 10 月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、付加保険料についても、申立期間及び定額保険料を過年度納付している 50 年 5 月から同年 7 月までを除き、付加保険料を納付することが可能な期間について、全て納付しており、申立人及び申立人が保険料納付を一任していたとする申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人については、住所変更に伴い被保険者台帳が社会保険事務所間で移管されることから、本来申立人に係る特殊台帳が保存される必要があり、申立人の妻については同台帳が保存されているにもかかわらず、申立人につい

ては同台帳が保存されていない。

さらに、申立期間の付加保険料については、申立人の妻が自身の保険料と一緒に納付していたとしており、申立人及びその妻の所持する国民年金手帳によると、申立人及びその妻が付加年金の申込みを行った時点は、いずれも昭和50年5月1日である旨記録されているところ、申立人のオンライン記録にはその記録が無いが、申立人の妻のオンライン記録によると51年4月である旨、申立人の妻の特殊台帳によると50年4月である旨記録されていることが確認でき、これらの記録内容はそれぞれ一致しておらず、申立人及びその妻の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえ、これらの記録から申立人及びその妻が付加年金の申込みを行った時点を特定することも困難なものとなっている。

加えて、申立人は昭和50年6月にA市からB市へ転居しているところ、申立人が保管する申立期間に係る領収書によると、同市発行であることが確認できるとともに、領収額には、定額保険料のみの金額が記載され、領収印の日付から、国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できるが、A市役所及びB市役所によると、申立期間の当時、国民年金の加入日以降に付加保険料を遡って納付したいと申し出た者に対しては、現年度納付の申出に限り、定額保険料の納付書とは別途、付加保険料のみの納付書を送付し、年金手帳には、付加年金への加入日を国民年金被保険者資格の取得日と同一日となるよう遡及して記載する取扱いを行っていたとしている。申立人が所持する年金手帳によると、付加年金への加入日は国民年金被保険者資格の取得日と同一日（昭和50年5月1日）とされており、上記の申立人及びその妻の納付記録に係る記録管理の状況を踏まえると、申立人及びその妻に対して定額保険料の納付書に加えて付加保険料のみの納付書が発行された可能性を否定することはできず、納付意識の高い申立人及びその妻が、定額保険料の納付書により定額保険料を納付するとともに、別途発行された付加保険料のみの納付書により当該期間の付加保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

昭和52年4月に、夫が自営業を始めたことに伴い、私は夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。加入手続して以降、夫婦二人分の国民年金保険料は、私が一緒に合わせて納付した。

しかし、最近になり、年金記録を確認すると、私には1年間の未納期間があると分かった。この間の夫は納付済みとされており、私だけ未納にされたとは考え難いので納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間380か月のうち、12か月と比較的短期間である申立期間を除いた368か月間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の夫については、国民年金加入期間318か月の保険料を完納していることがオンライン記録から確認できることから、夫婦の保険料納付を行っていたとする申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその夫に係る市の被保険者名簿を見ると、夫については、昭和52年7月29日に作成されており、申立人については、53年8月31日に同名簿が作成されていることが確認できることから、それぞれ同名簿作成日頃に、それぞれ加入手続がなされたものと推認でき、夫婦一緒に加入手続を行ったとする申立人の主張とは一致しないものの、申立人の加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料を、過年度保険料として納付することは可能であった。

さらに、申立人の夫に係る市の検認記録を見ると、昭和53年8月25日に、同年1月から同年3月までの期間に係る国民年金保険料を、過年度納付により

納付していることが確認できる。この場合、申立人は、同年8月に自身の国民年金の加入手続を行うとともに、申立人の夫の未納保険料を、過年度納付しており、申立人は、自身の申立期間の保険料についても、過年度納付の必要性を認識し得た状況がうかがえ、申立期間に係る保険料については、申立人の夫の保険料と同様に、過年度納付された可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から55年12月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から55年12月まで  
② 昭和57年1月から同年3月まで

ねんきん特別便がきたので、それを見たところ、私の納付月数及び加入月数が異なっていた。そこで、問い合わせをすると、私には未納期間があることが分かった。

しかし、私は、国民年金保険料については、定期的に郵便局又は銀行から納付を行い、今までに催告された覚えもなく、遡って納付したこともないことから、国民年金保険料は全て納付していると思っていた。申立期間当時の昭和54年12月に市内転居及び平成6年にA市に転居したこともあり、既に当時の領収書は持っていないが、夫の収入が下がった時期でもないので、私は、保険料を未納のまま放置したとは考え難く、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録について、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和51年8月に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得して以降、国民年金加入期間290か月のうち、任意加入期間である合計21か月の申立期間を除く期間に未納は無く、制度上、任意加入が被保険者の意思表示を端緒になされることも踏まえると、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を、申立人の夫の収入から拠出していたとしているところ、夫の就業状況には、申立期間を通じて変化が見られない上、申立人の戸籍の附票からは、申立人が、申立期間①の半ばに当

たる昭和 54 年 12 月 22 日に、同一市内に転居を行っていることが確認できるものの、申立人の所持する年金手帳及び特殊台帳の記載からは、当該転居時、国民年金被保険者としての住所変更手続きが、同年 12 月 29 日に遅滞無く適切になされている状況がうかがえる。

さらに、B 市によると、同市では、申立期間を通じ、現年度保険料納付用の納付書を、年度当初に、一年分まとめて郵送で被保険者に交付していたとして、申立期間当時、申立人は、申立期間について現年度保険料納付用の納付書を入手していたと考えられることに加え、特殊台帳及びオンライン記録からは、申立期間の前後の期間が、いずれも現年度保険料納付済期間であることが確認でき、前述の通り納付意識の高い申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を、その前後の期間と同様に納付していたとしても不自然ではない。

加えて、申立期間①の直後期間とする昭和 56 年 1 月から同年 3 月までに係る国民年金保険料の納付記録については、特殊台帳及びオンライン記録上、現年度保険料納付済期間とされているが、その一方で、市の国民年金被保険者台帳では未納期間とされていることから、申立人の納付記録について、行政の記録管理に不備が生じていた可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの期間及び54年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から47年3月まで  
② 昭和54年10月から同年12月まで

国民年金への加入時期は定かではないが、夫が手続をしてくれたと思う。当初は、夫婦共に国民年金保険料を納付していなかった。

しかし、はっきりとは覚えていないが、主人の母親が亡くなった昭和47年頃に、役所から納付を求める通知がきたため、主人と相談して、取りあえず、過去の保険料について、何回かに分けて遡って納付したような記憶がある。金額は、いずれも2万円あるいは3万円程度であったと思う。

その際に申立期間①の国民年金保険料も含まれていたはずである。主人については同じ期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の分のみ未納とされているのは納得できない。

申立期間②当時の国民年金保険料については、夫婦二人分を銀行で納付していた時期であり、3か月分のみ夫婦共に未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和37年11月30日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間①について、一緒に納付していたとする申立人の夫の申立期間の国民年金保険料は、納付済みとなっている上、C市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の保険料は納付済みと記録されてい

る。

さらに、申立人は、昭和47年頃、何回かにわたって、夫婦の過去の未納保険料について、いずれも2万円あるいは3万円ぐらいをまとめて納付したとしている。

そこで、申立人の夫に係る特殊台帳を見ると、夫は、第1回特例納付実施期間中の昭和47年5月17日に、42年9月から44年12月までの国民年金保険料について特例納付し、また、45年1月から47年3月までの保険料について過年度納付したことが確認できるところ、その保険料額は2万3,850円となり、陳述の金額とおおむね一致する。

一方、申立人に係る特殊台帳を見ると、上記の申立人の夫に係る国民年金保険料の納付の5日前の昭和47年5月12日に、申立期間①直前の期間について、申立人の夫と同様に特例納付していることが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立人の夫については、特例納付及び過年度納付により国民年金保険料の納付可能な過去の未納保険料の解消に努めた一方、申立人については特例納付のみ行い、その後の過年度納付可能な期間の保険料を未納のまま放置したと考えるのは不自然である。

次に、申立期間②については、3か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料については現年度納付している。

また、申立期間②当時における生活状況に特段の変化は無く、申立人の夫の仕事も順調であったと認められる申立人が、当該期間の国民年金保険料についてのみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪国民年金 事案 5401 (事案 105 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

昭和46年3月\*日に結婚と同時にA市に転居して以降、国民年金保険料を市の集金人に対し、定期的に家族の分と合わせて納付していた。

昭和46年秋頃、市の集金人が集金にきたとき、未納となっている国民年金保険料について遡って納付できるかと尋ねたところ、「できる。」と言われたので、3万円弱を実母に出してもらい、当該集金人に渡した。その時に受け取った領収書は紛失したが、いつも当該集金人からもらっていた領収書と同じで縦14cm、横10cmのわら半紙のような材質の紙に縦書きで記載されていた。

以上を年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、前回の申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間については認められないとの回答を受けたが、その後、夫及び実家の母から話を聞き、当時の資料を見返したりした結果、当時の状況を具体的に思い出したので、改めて調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和46年4月以降、市の集金人に対し家族分の国民年金保険料を定期的に納付し、同年秋頃に当該集金人に対して、遡って3万円弱の保険料を納付したと申し立てているところ、i) 当時第一回特例納付実施期間中であり、納付金額が特例保険料額及び過年度保険料額と符合しており、当該保険料の原資が実家の母から得たものとの陳述には不自然さは認められないこと、ii) A市では、当該集金人は国民健康保険の集金人であったが、行政サービスの一環として特例納付及び過年度納付を含めた保険料を

受領することがあり、申立人主張のような手製の領収書を発行することがあったと回答していること、iii) 当該集金人に特例納付及び過年度納付した時点において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されるべきところ、申立人の手帳記号番号の払出しは昭和49年5月になっており、国民年金について十分な専門知識を持たない国民健康保険の集金人による事務的過誤が推認できること、その一方、iv) 申立人は、申立期間を含む前後の保険料についても、家族分と一緒に納付していたと主張しているものの、A市保管の被保険者名簿を見ると、他の家族の納付状況とは一部異なっていること、v) 申立人は、当時の集金人への納付方法について、国民年金保険料と国民健康保険料を合算した額を集金人に言われるままに支払っており、自身の国民年金保険料が含まれていないことに気づかなかつたとしても不自然でないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年4月24日付けで、申立期間のうち、昭和40年6月から46年3月までの年金記録の訂正は必要であるが、同年4月から48年3月までの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てにおいて、申立期間の国民年金保険料の納付状況等について、申立人の実母及び夫並びに申立人で検証をしていた際、実母が当時3万円弱を申立人に贈与したのは、申立人が昭和46年秋頃に特例納付勧奨を受けた際には、既に申立人は国民年金に加入し、嫁ぎ先の家族の現年度保険料と一緒に自身の現年度保険料も納付しており、今後も納付し続けるつもりであると聞いたことから、娘である申立人を応援するために贈与したものであると説明していたことを思い出したとして、このことを新たな事情として陳述しているところ、そのことは、申立人の夫の陳述内容とも符合している。

次に、申立人は、結婚後、義母から家事を引き継ぎ、昭和46年4月からの国民年金保険料を当該集金人に納付したとき、何人分ですかと聞かれたので、私を入れて5人分ですと言うと、その場で、領収書に金額を書いて、これだけ必要だと言われ、その金額を納付し、その領収書をもらったが、その領収書は1枚で家族分の合計の納付金額のみが書かれていた。申立期間中、同じものをずっともらっており、領収書は、次回の集金があるまで保管し、前後の納付金額を確認していたが、その金額に大差はなかった。また、その後、当該集金人へ納付した地方税に二重払いがあり、集金人及び市役所に不信感を持ったことから、当該集金人への保険料の納付の都度、私の分を含め家族全員分が入ってますよねと、いつも念を押していたが、集金人は「全部入っている。」とツンケンした態度で答えていたことを覚えている。一方、義母から国民年金保険料の納付を引き継いだとき、家族分の国民年金手帳又はこれに代わる帳面のようなものの引継ぎは受けておらず、当該集金人に納付する際にも手帳も帳面も必要なかったことを新たに、具体的に陳述してい

る。

そこで、改めて、A市から事情を聴取したところ、申立期間当時は、制度上、国民年金手帳への印紙検認方式により保険料収納が行われていたが、当時、年金手帳は各被保険者には配布せず、市役所で一括して保管管理しており、各被保険者には別途配布した帳面に領収印を押すこととしていたが、集金人がこれとは別形式の領収書を集金人の判断で発行することもあったとする新たな回答が得られ、申立人の陳述内容は当時の制度の運用状況と符合している。

一方、A市保管の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の家族分の国民年金保険料はいずれも納付済みとなっている。

以上のことから、国民年金保険料の収納を行っていた当該集金人が申立期間の家族分の保険料のみを集金し、当時、これらの家族と同様に保険料の納付義務があり、家族を代表して家族分の保険料納付を担っていた申立人から申立期間の保険料を集金しなかったと考えるのは不自然である。

他方、申立人の夫は、昭和49年\*月\*日生の長女の出産のため申立人が実家に帰り不在となったため、その当時の保険料は夫が納付を担うこととなり、同年\*月の長女の出生届を出すために市役所に行ったときから納付を始め、申立人の分を含めて家族分を納付したが、申立人の保険料をまとめて納付したこと及びこの時期に申立人の国民年金の加入手続をしたこともなく、もらった領収書は申立人の義父、義母、弟、夫及び申立人の5人ごとの領収書であり、その中に申立人の分もあったが、そのときの領収金額は、他の家族の領収金額と違いはなかったと陳述しているところ、長女の戸籍を見ると、その出生届は同年\*月\*日にA市で行われており、被保険者名簿を見ると、申立人の夫、義母及び義弟の同年1月から同年3月までの保険料は同年2月に納付されていることなどから、申立人の夫の陳述内容には信ぴょう性があると認められる。

なお、上記のとおり、申立人の夫が昭和49年2月に義父の分を含め家族全員分の国民年金保険料を納付していたとき、夫以外の家族が代わって納付したり、個別に納付するようなことはなかったと陳述しているところ、当該被保険者名簿上の義父の当該保険料の納付日のみ不明と記録されており、記録管理に事務的過誤があった可能性も否定できない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、上述のとおり、本来、申立期間直前の期間の特例保険料及び過年度保険料を受領した時点において払い出されるべきところ、申立期間後の同年5月になっていることをも考え合わせると、これらのことが申立期間直後の昭和48年度の家族間での納付日の相違に影響している可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年1月から15年8月までは19万円、同年9月から19年11月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月9日から19年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の支給額より低額で記録されていることが分かった。

給与明細書等を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年3月から同年8月までの期間、同年10月及び同年11月の申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成19年1月、同年2月及び同年9月の申立人の標準報酬月額については、当該月の給与明細書は無いが、申立人提出の同年分の源泉徴収票及び前述の給与明細書から推認できる厚生年金保険料額から、30万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成14年1月から16年12月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、B市発行の申立人に係る平成15年度から17年度までの市・県民税所得証明書において推認できる厚生年金保険料額から、平成14年1月から15年8月までは19万円、同年9月から16年12月までは30万円とすることが妥当である。

加えて、申立期間のうち、平成17年1月から18年12月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の17年分及び18年分の給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成14年1月から19年11月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料を保存していないため不明であるとしているものの、申立人提出の給与明細書等において認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は給与明細書等で認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年9月から同年12月までの期間については、申立人提出の所得証明書を見ると社会保険料控除が確認できるものの、申立人は、「A社に勤務するまでは個人事業所で勤務していた。」としており、C市役所は、「平成9年1月1日から同年9月8日までの間、申立人の国民健康保険加入記録が確認できる。」と回答していることから、当該証明書に記載された社会保険料控除額には国民健康保険料が含まれていると考えられる。また、同市役所は、納付金額については保存期間経過のため不明としていることから、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額が確認できない。

さらに、申立期間のうち、平成10年1月から13年12月までの期間については、給与明細書及び源泉徴収票等の関連資料が無く、保存期間を過ぎているため所得証明書も得られないことから、当該期間の保険料控除額及び報酬月額が確認できない。

このほか、平成9年9月から13年12月までの期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から57年8月1日まで  
ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組織における資格取得日に係る記録を昭和20年2月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年2月及び同年3月は100円、同年4月から同年7月までは160円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月6日から同年8月15日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A組織に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。昭和20年2月にB社(現在は、C社)に入社し、D職として同年2月6日から同年4月14日まではE船、同年4月14日から同年8月15日まではF船に乗り、G業務に従事した。

申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生労働省社会・援護局保管の旧海軍人事記録、C社保管の船員保険被保険者票及び申立人の申立期間当時の勤務に係る詳細な陳述から判断して、申立人が、申立期間にA組織に勤務(昭和20年2月6日付けでE船に乗組)していたことが認められる。

また、申立人が当時の上司で申立期間から一緒にF船に乗っていたとする者の氏名が、A組織(F船)に係る船員保険被保険者名簿において確認できる(昭和20年8月15日に資格を取得)上、オンライン記録においては、申立期間も同人の船員保険加入記録が確認できる。

さらに、申立期間当時は、戦時海運管理令(昭和17年3月25日)に基づき設置されたA組織が、一元的に船舶の管理・運営、船員の徴用等を行っていた時期であるところ、C社も、「申立期間当時、E船及びF船は、船舶を国の統

制下に置くために設置されたA組織に管理されていた船舶である。」としている。また、社会保険事務所がA組織に対し、保険料の納入告知を行っていたことから、A組織の管理下にあった船舶の所有者はA組織であり、A組織の管理下にあった船舶の船員も国の管理下にあったものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A組織における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代でB社に勤務し、同じ業務に従事していた元船員の標準報酬月額から、昭和20年2月及び同年3月は100円、同年4月から同年7月までは160円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっていることから回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。社会保険料控除が確認できる市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人提出の市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書、同僚が所持する給与明細書及び複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（A社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、人事記録等の資料が無く不明であるが、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年9月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。一方、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が資格喪失日を昭和33年8月1日と

して届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は平成17年6月16日、資格喪失日は18年2月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月16日から18年2月16日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間当時の給与支給明細書等を保管しており、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人提出の給与明細書から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録において、当初、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成17年6月1日と記録されていたところ、事業実態が確認できないことを理由に18年3月2日付けで、遡及して適用の取消処理が行われていることが確認できる。また、申立人の同社における資格取得日は17年6月16日、資格喪失日は18年2月16日と記録されていたところ、当該適用の取消処理に伴って、申立人を含む同社に勤務する全ての従業員(131人)が、遡及して被保険者資格を取り消されていることが確認できる。

しかし、申立人提出の給与明細書により、申立期間の給与の支給及び厚生年金保険料等の控除が確認できる上、申立人及び元従業員の陳述からも、A社に事業実態が無かったとは考え難い。

また、A社に係る滞納処分票において、同社が厚生年金保険料を滞納してい

たことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていると判断される所、社会保険事務所（当時）が、事業実態が無かったとして遡及して適用事業所の取消処理を行う合理的な理由はなく、申立人の被保険者資格に係る有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、資格取得日は平成17年6月16日、資格喪失日は18年2月16日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、取消処理前の申立人のA社に係るオンライン記録から、11万円とすることが妥当である。

## 大阪厚生年金 事案 9965（事案 3919 及び 5858 の再々申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和18年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月1日から19年4月16日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における同社での勤務が確認できない等の理由で、申立ては認められなかった。

今回、新たに私の写真を貼付した文書を提出するので、当該文書を申立期間にA社で勤務していた者に送付してほしい。そうすれば、私が申立期間も同社で勤務していたことを証言してくれる者が見つかると思うので、申立期間についても、労働者年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間におけるA社での勤務が確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月17日及び22年3月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自身の顔写真を貼付した文書を提出し、当該文書を申立期間にA社で勤務していた者に送付してほしいとしている。

そこで、申立人のA社B支店における資格取得日（昭和19年4月16日）以前に、同社B支店で労働者年金保険又は健康保険の被保険者資格を取得してい

る元従業員全 419 人について、オンライン記録により連絡先を調査し、判明した者に対して申立人提出の文書を送付したところ、複数の元従業員から、「申立人は申立期間も A 社 B 支店に勤務していた。」旨の新しい陳述が得られたことから判断して、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、自身の勤務期間について回答のあった元従業員 13 人のうち、労働者年金保険法施行後に入社したとしている 10 人について、同人たちが記憶している自身の入社月と労働者年金保険被保険者の資格取得月を比較したところ、そのうち 6 人の両月は一致している上(残り 4 人は記憶が曖昧等のため比較できない。)、試用期間等により事業主が従業員を労働者年金保険に加入させない場合があったと回答した者もない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 支店における昭和 19 年 4 月の社会保険事務所の記録から、60 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社 B 支店は昭和 20 年 8 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年5月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から21年5月9日まで

ねんきん特別便により、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A社B工場に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の前である昭和19年5月から20年3月までの期間は、学徒動員により、C学校に在籍しながらA社B工場に勤務していた。その後、同校を卒業し、同年4月に正社員として同社B工場に入社した。」と陳述しているところ、当時のC学校に係る資料を保管しているD高等学校提出の申立人に係る学籍簿を見ると、申立人が昭和20年3月30日にC学校を卒業後、すぐにA社に入社したことが確認できる。

また、申立人は、昭和20年9月までの期間のA社B工場の状況について、「A社B工場は、昭和20年7月の大空襲により壊滅的被害を受けた。その後2か月ないし3か月は、工場の整理作業及び退職金の計算の手伝いなどをしていった。」と具体的に陳述しており、複数の元従業員も、当時の状況について同様の陳述をしている。

これらのことから判断すると、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年10月1日までの期間について、申立人がA社B工場に勤務していたことが

推認できる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し、回答のあった者の記憶する自身の入社日と資格取得日を比較したところ、申立人と同様に、昭和20年4月1日に正社員として入社したとする12人（学徒動員を経て入社したとする3人を含む。）は、いずれも同年5月1日に被保険者資格を取得しており、このうち11人は、少なくとも申立人の勤務が推認できる同年10月1日までは被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年5月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ学徒動員を経て昭和20年4月1日にA社B工場に入社したとしている元従業員で、申立人と同年代の者の社会保険事務所（当時）の記録から判断して、80円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、前述の被保険者名簿において、当該期間の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年5月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年5月1日までの期間については、前述のとおり、同年4月1日に入社したとする12人の資格取得日は、いずれも同年5月1日であることから、申立期間当時、A社B工場では、同年4月1日に入社した従業員を同年5月1日付けで厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

また、申立期間のうち、昭和20年10月1日から21年5月9日までの期間については、申立人は、「大空襲の影響により、昭和20年10月頃以降は、A社B工場から確たる指示も無く、給与が支給されていたかどうか覚えていない。21年1月頃には、親戚を頼ってE県からF県に移った。」と陳述しており、A社及び元従業員に照会しても、申立人の当該期間における勤務をうかがわせる陳述は得られない。

さらに、複数の元従業員は、「A社B工場では、昭和20年9月又は同年10

月頃に退職勧奨があった。」と陳述しており、昭和20年4月1日に入社したとする前述の12人の被保険者記録を見ても、1人は同年9月1日に、9人は同年10月1日に被保険者資格を喪失している。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月26日から同年4月1日まで

私は、昭和40年4月から平成10年3月末までA社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、昭和46年3月26日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間中にA社を退職したことはないのに、その間の厚生年金保険被保険者記録に未加入期間が生じているのはおかしい。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B国民健康保険組合が保管する組合員台帳、A社提出の人事台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し(昭和46年3月26日にA社C支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年4月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が資格取得日を昭和46年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和60年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月31日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和37年7月から60年10月31日まで勤務した。

しかしながら、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金提出の厚生年金基金加入員台帳、雇用保険の記録、A社提出の在籍証明書及び申立人提出の給与所得の源泉徴収票から、申立人は、申立期間も継続して同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人のB厚生年金基金における加入員資格の喪失日は昭和60年11月1日となっており、申立期間における基金加入員記録が確認できる。

さらに、B厚生年金基金は、「申立期間当時における厚生年金基金加入員資格喪失届は複写式の様式であり、当基金に提出されたものと同内容の書類が社会保険事務所にも提出されていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和60年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びB厚生年金基金加入員台帳の昭和60年10月の記録から、47万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年1月21日から10年9月1日までの期間及び同年10月1日から13年7月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記事については、8年1月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から9年1月までの期間は38万円、同年2月から10年8月までの期間は41万円、同年10月から12年8月までの期間は38万円、同年9月から13年6月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成14年4月1日から15年1月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記事については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月から13年6月まで  
② 平成14年4月から同年12月まで

私は、平成8年1月21日から16年6月30日までの期間、A社に勤務し、年齢制限により加入対象外であった13年7月18日から14年4月1日までの期間を除き、厚生年金保険に加入していた。

しかし、平成8年1月から13年6月までの期間（申立期間①）及び14年4月から同年12月までの期間（申立期間②）については、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が、給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低い。給与明細書を提出するので、申立期間①及び②について本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、平成8年1月から10年8月までの期間及び同年10月から13年6月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、8年1月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から9年1月までの期間は38万円、同年2月から10年8月までの期間は41万円、同年10月から12年8月までの期間は38万円、同年9月から13年6月までの期間は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、平成8年1月から10年8月までの期間及び同年10月から13年6月までの期間について、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成10年9月については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額となっていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額及び報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和50年9月26日）及び資格取得日（昭和51年1月13日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月26日から51年1月13日まで

私は、昭和48年3月から52年4月まで、A社に継続して勤務したが、50年9月26日から51年1月13日までの期間については、厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和48年3月19日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、50年9月26日に資格を喪失後、51年1月13日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚3人の陳述から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推定できる。

また、上記同僚のうち2人を含む同僚4人は、「A社では、従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」旨陳述しており、これら同僚が氏名を挙げた別の同僚は全員、A社での厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において被保険者であった者は申立人を含め17人確認できるが、一度資格を喪失した後に、再度資格を取得している者は、申立人以外には見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、同社等からこれを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年9月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社における昭和32年4月1日から35年8月7日までの在籍期間は、ずっと同社B支店で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社の回答、複数の同僚の陳述、同僚から提出のあった給料明細書（写し）及び市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書（昭和34年度分）から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 6 年 3 月 21 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A 社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が同社を退職後に引き下げられていることが分かった。  
申立期間の標準報酬月額を引き下げ前の金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の A 社における標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、申立人が同社の被保険者資格を喪失した日（平成 6 年 3 月 21 日）より後の平成 6 年 3 月 25 日付けで、3 年 10 月 1 日に遡及して 30 万円に引き下げられ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 6 年 3 月 21 日）まで継続していることが確認できる。

しかし、申立人が提出した源泉徴収票及び市・県民税特別徴収税額通知書から、申立期間についても遡及訂正前の標準報酬月額に相当する社会保険料が控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時の事業主も申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できることから、申立人は、「申立期間当時、会社の業績が悪く、社会保険事務所から社会保険料を納付するよう督促を受けていた。」と陳述している。

さらに、商業登記簿の記録から、申立人は申立期間当時、A 社の役員であったことが確認できるものの、i) 雇用保険の記録から、申立人は申立期間当時、雇用保険に加入していることが確認できること、ii) 申立人は、自身を B 職で、社会保険事務には関与しておらず、標準報酬月額の遡及訂正処理についても知

らなかったと陳述していること、iii) 元同僚は、申立人をB職であったと陳述していることから判断すると、申立人は、同社において一般の従業員と変わらない身分であり、当該遡及訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について当該遡及訂正処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正処理があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月14日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

厚生年金保険の賞与の記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社から平成18年7月14日に支給された賞与額が一桁少ない3万円となっている。私が所持する給与支払明細書（賞与分）によると、厚生年金保険料は支給された30万円に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支払明細書（賞与分）により、申立人は、平成18年7月14日に支給された賞与において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年7月14日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、36万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務期間中の平成16年12月10日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社での申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、当初、平成16年12月31日と記録されていたが、22年11月2日付けで総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、当該資格喪失日が17年1月1日に訂正されているところ、同社提出の賃金台帳から、申立人は、16年12月10日に支給された賞与において、36万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、事業主は、申立人に係る平成16年12月10日支給の標準賞与額を36万円と届け出たことが確認できるものの、A社が保管する被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、社会保険事務所（当時）の当初の記録どおりの同年12月31日となっていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和52年4月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年4月から同年9月までの期間は7万6,000円、同年10月から52年3月までの期間は8万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月21日から52年5月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。

しかし、私は、定時制高校在学中の昭和51年3月1日に同校からの紹介でA社に入社し、52年4月末頃まで同社に継続して勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月21日から52年4月20日まで同社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認でき、社会保険事務担当者であったとする同僚二人は、「A社の正社員は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入しており、資格の取得及び喪失に関する手続を同時に行っていたので、正社員であった申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の離職日と一年間も相違することは、有り得ない。」旨陳述している。

一方、A社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は昭和51年4月21日と記載されているにもかかわらず、標準報酬月額欄には、一旦、

当該資格喪失日より後の同年10月1日の定時決定の記録がなされているところ、バツ印で取り消された上、当該箇所を紙をのり付けして、当該記録が取り消されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主が、申立人の資格喪失日を昭和51年4月21日とする旨の届出を行ったとは考え難い。したがって、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である52年4月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和51年4月から同年9月までの期間については、申立人のA社における同年3月の社会保険事務所の記録から7万6,000円、同年10月から52年3月までの期間については、同社に係る前述の被保険者名簿の51年10月1日の定時決定における記録から8万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和52年4月21日から同年5月1日までの期間について、雇用保険加入記録から、A社での申立人の離職日は、同年4月20日であることが確認できる。

また、上記の社会保険事務担当者であったとする同僚二人は、「A社では、退職時の厚生年金保険及び雇用保険の資格喪失手続を同時に行っていたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と雇用保険の離職日は、整合していた。」旨陳述している。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の当該申立期間における同社での在籍を確認できる陳述を得ることはできなかった。

加えて、A社は、昭和63年11月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、同社に係る閉鎖登記簿謄本から確認できる事業主は、「当時のことは不明である。」旨陳述しているため、当該申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和52年4月21日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和52年4月21日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和34年12月20日）及び喪失日（昭和35年4月26日）に係る記録を取り消し、申立人の同社における資格取得日を昭和35年12月20日、資格喪失日を36年4月26日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月20日から36年4月26日まで

年金事務所の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和34年12月20日から35年4月26日までと記録されており、B社における被保険者期間（昭和34年6月11日から35年11月20日までの期間）と重複している。

しかし、私がA社に勤務していた期間は、B社を退職後の昭和35年12月から36年4月までであり、当時、C市に所在したA社とD市に所在したB社に同時に勤務できるはずがないので、A社での被保険者期間を申立期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において厚生年金保険被保険者資格を昭和34年12月20日に取得し、35年4月26日に喪失しており、当該被保険者期間を含む、34年6月11日から35年11月20日までの期間については、B社での厚生年金保険被保険者期間となっていることが確認できる。

しかし、申立人は、「D市に所在したB社に勤務していたときに、同社の資材を盗んだ現場を目撃され、そのままC市に逃亡し、親戚が事業主であったA社に住み込みで勤務した。約半年後、同社での勤務中に警察に逮捕され、E家庭裁判所で審判を受け、F少年院に約1年間入院していたので、同社に勤務し

ていた期間は、B社に勤務した期間後の昭和35年12月頃から36年4月頃までであり、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る国の記録は、実際の同社における勤務期間と1年間相違している。」旨主張している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和35年10月に申立人に係る標準報酬月額の時決定が行われていることが確認できる上、同名簿に氏名が確認できる同僚二人は、「B社の社長は、厳格な人であり、申立人が事件を起こして逃げたことが事実なら、そのような従業員の厚生年金保険の被保険者資格を継続したままにすることはあり得ない。」旨陳述していることから、同社での申立人の被保険者記録に不自然さは見られない。

さらに、A社の事業主の子は、「A社での申立人の明確な在籍時期までは覚えていないが、申立人は、C市の私の自宅に住み込み、同社に半年間ほど勤務していたことは間違いない。」旨陳述している。

加えて、申立人に係る戸籍謄本には、「過誤につき昭和36年4月4日附許可を得て4月6日身分事項欄及び出生年月日欄中出生の年訂正」と記載されており、申立人の出生年が昭和15年から17年に訂正されていることが確認できる。ところ、申立人は、「当該事件の家庭裁判所における審判の際に、私の戸籍の生年月日が異なっていたことから、少年法が適用されるか否かについて問題となり、父親が私の出生時の助産婦を探して、私の出生年が昭和17年であることを証明したという話を審判の場で聞いた記憶がある。」旨陳述しており、上記事件を端緒に申立人の戸籍の出生年が訂正され、当該訂正後に、家庭裁判所で申立人の少年審判が行われたと考えることが自然である。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、D市に所在したB社に勤務しながら、C市に所在したA社にも同時期に勤務し、両社で厚生年金保険被保険者資格を取得したとすることは不自然であり、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたものと認められ、同社の事業主が社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出を行ったとは考え難いことから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和35年12月20日、資格喪失日は36年4月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記訂正前の申立人のA社に係る社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

## 大阪厚生年金 事案 9977 (事案 4751 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年8月1日から58年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を57年8月1日に、資格喪失日に係る記録を58年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から59年頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、年金記録確認第三者委員会に対して申立期間について加入記録の訂正を申し立てたが、当該期間の厚生年金保険料控除を確認できないなどとして、申立ては認められなかった。

しかし、年金事務所でA社の同僚の名前を6人挙げたところ、このうち5人が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されていることが判明した。また、所在不明とされていた元事業主の所在も確認できたので、再度申立てを行う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主も所在不明であるため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できないことなどから、申立人の主張は認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る保険料控除を示す新たな事情として、年金事務所でA社の同僚の名前を6人挙げたところ、このうち5人が同社に係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されていることが判明したこと、及び年金事務所の調査により、元事業主の所在が判明したとして、再申立てを行っている。

申立期間について、同僚の陳述及び申立人の陳述内容から、申立人が申立期間のうち、昭和 57 年 8 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで、A 社で勤務していたことが推認できる。

また、上記の同僚は、「A 社が昭和 57 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったとき、申立人を含め、従業員全員が厚生年金保険に加入したと思う。」旨陳述しているところ、複数の元従業員及び申立人が記憶する同僚 9 人のうち 8 人が昭和 57 年 8 月 1 日に A 社で資格を取得していることが上記の被保険者名簿により確認できる。

また、申立人及び複数の元従業員が記憶する申立期間における A 社の従業員数は約 10 人であるところ、当該期間における記録上の被保険者数は 9 人であり、両者の人数はおおむね一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月 1 日から 58 年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿における同僚の記録から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、平成 14 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、当時の資料が無いため保険料を納付したか否かは不明であると陳述しているが、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 8 月から 58 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月 1 日から 59 年頃までの期間については、上記の同僚は、申立人が A 社を退職した時期を記憶していないほか、申立人も自身の退職時期についての記憶は明確ではなく、このほかに申立人の当該期間における勤務実態を確認できる周辺事情等は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成4年4月から5年8月までの期間は44万円、同年9月から同年12月までの期間は36万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年1月31日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が遡って引き下げられていることが判明した。また、申立期間のうち、平成5年9月1日から6年1月31日までの期間については、給与手取額は約40万円であり、遡って引き下げられる前の標準報酬月額よりも高い給与を支給されていた。

申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年4月から5年8月までの期間は44万円、同年9月から同年12月までの期間は36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の6年4月6日付けで、4年4月から5年8月までの期間は38万円に、同年9月から同年12月までの期間は32万円にそれぞれ遡及して訂正されている。

また、A社の元従業員9人についても、申立人と同日の平成6年4月6日付けで、4年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正の処理が行われていることがオンライン記録において確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は同社の役員ではなかったことが確認できる上、同僚の一人は、「当時、申立人は、社会保険事務には従事していなかった。」と陳述している。

加えて、上記の同僚は、「A社は、平成5年頃には経営が行き詰まっており、

最後の給与及び退職金も支払われない状況であったので、当時、保険料を納付していたとは思えない。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成6年4月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、申立人の標準報酬月額を遡って減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、4年4月から5年8月までの期間は44万円、同年9月から同年12月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成5年9月から同年12月までの期間については、申立人は、遡及訂正前の標準報酬月額（36万円）よりも高い給与が支給されていたと主張しているところ、雇用保険の記録から、申立人の離職時（平成6年1月31日に離職）における賃金日額は、1万5,133円（月額45万3,990円）であることが確認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主も所在不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できないほか、申立人と同様に遡及して標準報酬月額を訂正されている同僚から提出された平成4年4月から同年9月までの給与明細書を見ると、遡及訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額に係る記録は、申立期間のうち、平成16年12月22日、17年7月25日、同年12月20日、18年7月25日、同年12月18日、19年8月3日及び同年12月18日については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、16年12月22日及び17年7月25日は38万円、同年12月20日は45万円、18年7月25日は40万円、同年12月18日は48万円、19年8月3日及び同年12月18日は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年7月31日  
④ 平成16年12月22日  
⑤ 平成17年7月25日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年7月25日  
⑧ 平成18年12月18日  
⑨ 平成19年8月3日  
⑩ 平成19年12月18日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間当時、同社が賞与の届出を行っていなかったため、申立期間について、標準

賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の賞与支払明細書において確認できる賞与支給額から、申立期間のうち、平成16年12月22日及び17年7月25日は38万円、同年12月20日は45万円、18年7月25日は40万円、同年12月18日は48万円、19年8月3日及び同年12月18日は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届の提出を行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月22日、17年7月25日、同年12月20日、18年7月25日、同年12月18日、19年8月3日及び同年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年8月10日、同年12月25日及び16年7月31日については、A社提出の賞与支払明細書を見ると、厚生年金保険料の控除額の記載は無いことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当該期間の標準賞与額については、平成15年8月10日及び同年12月25日は25万円、16年7月31日は30万円と記録されているが、当該期間は、保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間とされており、保険給付は行われぬ。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額に係る記録は、申立期間のうち、平成16年12月22日、17年7月25日、同年12月20日、18年7月25日、同年12月18日、19年8月3日及び同年12月18日については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、16年12月22日及び17年7月25日は35万円、同年12月20日は40万円、18年7月25日は35万円、同年12月18日は39万1,000円、19年8月3日及び同年12月18日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日  
② 平成15年12月25日  
③ 平成16年7月31日  
④ 平成16年12月22日  
⑤ 平成17年7月25日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年7月25日  
⑧ 平成18年12月18日  
⑨ 平成19年8月3日  
⑩ 平成19年12月18日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間当時、同社が賞与の届出を行っていなかったため、申立期間について、標準

賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の賞与支払明細書において確認できる賞与支給額から、申立期間のうち、平成16年12月22日及び17年7月25日は35万円、同年12月20日は40万円、18年7月25日は35万円、19年8月3日及び同年12月18日は35万円とし、また、同社提出の賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、18年12月18日は39万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届の提出を行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月22日、17年7月25日、同年12月20日、18年7月25日、同年12月18日、19年8月3日及び同年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年8月10日、同年12月25日及び16年7月31日については、A社提出の賞与支払明細書を見ると、厚生年金保険料の控除額の記載は無いことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当該期間の標準賞与額については、平成15年8月10日及び同年12月25日は25万円、16年7月31日は28万円と記録されているが、当該期間は、保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間とされており、保険給付は行われぬ。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額に係る記録は、申立期間のうち、平成16年12月22日、17年7月25日、同年12月20日、18年7月25日、同年12月18日及び19年8月3日については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、16年12月22日は50万円、17年7月25日は45万円、同年12月20日及び18年7月25日は50万円、同年12月18日は53万円、19年8月3日は45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月31日  
② 平成16年12月22日  
③ 平成17年7月25日  
④ 平成17年12月20日  
⑤ 平成18年7月25日  
⑥ 平成18年12月18日  
⑦ 平成19年8月3日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間当時、同社が賞与の届出を行っていなかったため、申立期間について、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細書から、申立人は、申立期間のうち、平成16年12

月 22 日は 50 万円、17 年 7 月 25 日は 45 万円、同年 12 月 20 日及び 18 年 7 月 25 日は 50 万円、同年 12 月 18 日は 53 万円、19 年 8 月 3 日は 45 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 16 年 12 月 22 日、17 年 7 月 25 日、同年 12 月 20 日、18 年 7 月 25 日、同年 12 月 18 日及び 19 年 8 月 3 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 7 月 31 日については、A 社提出の賞与支払明細書を見ると、厚生年金保険料の控除額の記載は無いことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当該期間の標準賞与額については 26 万円と記録されているが、当該期間は、保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間とされており、保険給付は行われぬ。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間当時、同社が賞与の届出を行っていなかったため、申立期間について、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細書から、申立人は、申立期間に15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年8月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間当時、同社が賞与の届出を行っていなかったため、申立期間について、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支払明細書から、申立人は、申立期間に24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年8月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和40年4月25日から同年6月25日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年6月25日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から39年1月28日まで  
② 昭和40年4月25日から同年6月25日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和38年4月から40年6月まで勤務したので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で勤務し、業務内容等に変更がなかったことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和40年4月25日に資格を喪失しているにもかかわらず、標準報酬月額に係る記録が、当該資格喪失日より後の同年10月及び41年10月に改定されていることが確認できるほか、他の複数名の被保険者についても、資格喪失後に標準報酬月額が改定されていることが確認できることから、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において、同名簿の管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、社会保険事務所における年金記録の不適切な管理により、申立人のA社における加入記録が失われたと考えるのが相当であり、申

立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和40年6月25日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年3月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立人と同時期に同社に入社したとする同僚4人のうち、1人は同社において被保険者としての記録は無く、被保険者記録が有る3人については、資格取得の時期に最大で1年7か月の差がみられるほか、申立期間に同社で被保険者記録が有る他の元従業員2人も、「自身の年金記録を見ると、入社後、数か月経過してから厚生年金保険に加入している。」旨陳述していることから、当時、同社では、必ずしも全ての従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社に文書照会を行ったものの、宛先不明で返送されてきており、同社の代表取締役等に照会を行っても回答が得られないほか、同社の取締役は、「当社は、既に事業を閉鎖している。申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事業主も既に死亡しているため、当時の状況は不明である。」と陳述しているため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

さらに、雇用保険の記録における申立人の資格取得日は昭和39年1月28日であり、厚生年金保険の記録における資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年9月20日から同年10月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和53年10月21日にA社から関連会社のB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため、納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年6月1日から19年6月26日までの期間及び同年8月26日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成19年6月26日から同年8月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成19年6月26日）及び資格取得日（平成19年8月26日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、平成15年7月10日及び16年7月10日は30万円、同年12月20日は34万円、17年12月10日は35万2,000円、18年7月14日は30万円、同年12月15日は35万2,000円、19年7月20日は29万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月1日から19年6月26日まで  
② 平成19年6月26日から同年8月26日まで  
③ 平成19年8月26日から同年9月1日まで  
④ 平成15年7月10日  
⑤ 平成16年7月10日

- ⑥ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 10 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 14 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び③の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されており、申立期間②の加入記録が無く、申立期間④及び⑥の標準賞与額が実際の賞与支給額よりも低く記録されており、申立期間⑤、⑦、⑧、⑨及び⑩の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書及び賞与支払明細書を提出するので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人提出の給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったことを認めていることから、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A社において平成15年1月15日に厚生年金保険の資格を取得し、19年6月26日に資格を喪失後、同年8月26日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人提出の給与明細書、雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る被保険者資格の喪失届及び取得届を提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失

及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩について、申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人提出の賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年7月10日及び16年7月10日は30万円、同年12月20日は34万円、17年12月10日は35万2,000円、18年7月14日は30万円、同年12月15日は35万2,000円、19年7月20日は29万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を《標準賞与額》(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年7月9日

厚生年金保険の加入記録では、申立期間に支給された賞与について記録が無いことが分かったので、事業主が当該期間の賞与に係る賞与支払届を年金事務所に提出したが、時効により保険料を納付することができなかった。

賞与支払の事実が確認できるA社における「厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書」を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出されたB厚生年金基金の「厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書」及び事業主の陳述から判断して、申立人は、申立期間に支給された賞与から、《標準賞与額》(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「B厚生年金基金には複写式の届出書を提出したので、同基金を通じて社会保険事務所(当時)に提出されていると思っていた。」としているところ、B厚生年金基金は、「指定の厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書は複写式ではあったものの、社会保険事務所への届出は、当基金経由で

はなく、事業所が直接行うことになっていた。」としていることから、事業主は、当該標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別紙

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
9987	男		昭和29年生		28万円
9988	男		昭和46年生		22万円
9989	男		昭和46年生		21万円
9990	男		昭和42年生		30万5,000円
9991	男		昭和42年生		26万5,000円
9992	男		昭和50年生		5万円
9993	女		昭和36年生		40万円
9994	男		昭和25年生		31万5,000円
9995	男		昭和23年生		34万円
9996	男		昭和21年生		34万円
9997	女		昭和24年生		28万5,000円
9998	男		昭和36年生		28万5,000円
9999	男		昭和29年生		26万円
10000	女		昭和29年生		29万円
10001	男		昭和45年生		35万円
10002	女		昭和47年生		24万円
10003	男		昭和45年生		37万5,000円
10004	男		昭和42年生		38万5,000円
10005	男		昭和43年生		25万円
10006	男		昭和46年生		37万5,000円
10007	男		昭和51年生		31万円
10008	男		昭和42年生		27万5,000円
10009	女		昭和51年生		25万円
10010	男		昭和49年生		35万円
10011	男		昭和49年生		29万円
10012	男		昭和37年生		33万円
10013	男		昭和57年生		25万円
10014	男		昭和47年生		28万円
10015	女		昭和56年生		23万円
10016	男		昭和50年生		3万円
10017	男		昭和51年生		5万円

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、会社を退職後に市職員が自宅に来て、「あなたは国民年金に未加入だから加入手続をしなければならない。」という説明を受けたのと、夫が会社で「専業主婦が有利になる制度ができたので手続に行くように。」と教えてもらったことをきっかけに、国民年金の加入手続を行った。多分この加入手続の時に、現在所持している国民年金手帳の交付を受けたと思う。

申立期間の国民年金保険料について、夫は、「私が加入手続を行った頃と同じ頃に市から請求があったので、自分が一括納付した。納付した金額及び納付書などについて具体的なことは記憶していないが、土曜日の半日勤務を利用して金融機関で納付したと思う。」と言っている。

夫が申立期間の国民年金保険料を納付した後、どんな形か覚えていないが再度市から保険料の請求を受けたので、夫が市に抗議の電話を入れたところ、行き違いがあったとして市から私に謝罪の電話があった。

私は、上記のいきさつがあったので、夫が申立期間の国民年金保険料を納付したのだという強い印象を持っている。だから、申立期間が未加入期間とされており、保険料を納付していないことにされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 61 年 1 月以降に A 市で国民年金の加入手続を行い、その後同市から申立期間に係る国民年金保険料の納付請求を受けたので、申立人の夫が当該保険料を一括納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は昭和 61 年 6 月 20 日に A 市で国民年金の加入手続（第 3 号被保険者）を行っていることが確

認でき、その際同年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが分かる。このことは、申立人が加入手続の際に交付されたと陳述している国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に同日が記載されていることと符合する。この場合、申立期間は国民年金未加入期間となり、申立人は、同期間の国民年金保険料を制度上納付できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けた可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の陳述等から申立人が第3号被保険者の資格取得手続を行う前に強制加入被保険者の資格取得手続を行っていたことをうかがうこともできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から43年4月までの期間、同年5月から51年12月までの期間、58年4月から62年9月までの期間、平成2年1月から同年3月までの期間及び7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から43年4月まで  
② 昭和43年5月から51年12月まで  
③ 昭和58年4月から62年9月まで  
④ 平成2年1月から同年3月まで  
⑤ 平成7年3月

私の国民年金手帳には「初めて被保険者となった日 昭和38年10月16日」との記載があるので、私は昭和38年10月頃に国民年金に加入したと思う。国民年金の加入手続は、自分がA市役所で行ったと思うが、記憶は定かではなく、母が加入手続をしてくれた可能性もあると思う。記録では、54年頃、妻と一緒にA市で国民年金の加入手続をした記録があるということだが、私には記憶がない。

国民年金保険料の納付は、結婚するまでは自分で納付していたと思うが定かな記憶ではなく、母が納付してくれていた可能性もあると思う。

結婚後の国民年金保険料の納付は、妻が夫婦二人分を一緒に納付しており、私自身には納付に関する記憶は定かでないが、私の職業が自営業で収入が不規則であったため、妻は保険料を毎月定期的に納付するのではなく、1年分ぐらいをまとめて納付することが多かったと思う。しかし、妻はきちりした性格であったから、保険料の納付に際して、未納期間を残すことはなかったと思う。

私は平成15年\*月に60歳になって以降、国民年金に高齢任意加入しているが、この手続は妻が行ったもので、手続が行われた当時、私は知らなかった。この時、自分の国民年金加入期間について納付済期間及び未納期

間を確認し、納付済期間が25年となるように、37か月の高齢任意加入を申請して納付を行っているそうだが、これは申立期間が未納であることを認めただけではない。この時点で私の納付記録に未納期間があったことが誤りで、妻はこの時点で誤りを正すべきであったと思っている。

申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料は、納付していると思うので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和38年10月頃にA市で国民年金の加入手続を行い、申立人又はその母親が国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで申立人及びその妻に係る国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、両人の前後に手帳記号番号を払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から昭和54年6月であることが推定でき申立内容と符合しない。また、この時点で申立人は申立期間の国民年金保険料を時効により制度上納付することができない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧であり、申立人の母親も既に死亡しているため申立期間当時の状況を確認できない。

申立期間②について、申立人はその妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和54年6月と推定できることから、この時点で申立人は、申立期間の国民年金保険料を時効により制度上納付できない。

また、申立人及びその妻に係るA市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、申立期間は兩人共に未納の記録となっており、オンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人及びその妻に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、申立期間は兩人共に未納の記録とされている上、兩人共に平成元年11月6日に、申立期間直後の昭和62年10月から平成元年3月までの18か月の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。当該納付時点において、申立期間の保険料は時効により制度上納付できない。

申立期間④及び⑤について、申立人及びその妻に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間は兩人共に未納の記録となっており、オンライン記録と一致している。

また、上述の被保険者名簿により、申立期間④及び⑤前後の国民年金保険料納付済期間の納付状況をみると、i) 9か月分の保険料を一括納付している場

合（平成元年4月から同年12月までの保険料を2年1月8日に納付）、ii）2か月又は3か月分の保険料をまとめて納付している場合（平成2年7月及び同年8月の国民年金保険料を同年9月10日に納付、3年1月から同年3月までの保険料を同年4月23日に納付、6年12月及び7年1月の保険料を同年3月8日に納付、同年4月及び同年5月の保険料を同年6月9日に納付）、iii）1か月に2回保険料を納付している場合（平成2年4月の保険料を同年5月8日に、同年5月の保険料を同年5月18日に納付）などが見られることから、申立人の妻の保険料納付行動は一定しておらず、上述のとおり申立人の妻の保険料も未納の記録となっていること、及び「私の職業が自営業で収入が不規則であったため、妻は保険料を毎月定期的に納付するのではなく、1年分ぐらいをまとめて納付することが多かったと思う。」とする申立内容を踏まえると、申立期間④及び⑤の保険料を申立人の妻が納付しなかった可能性もある。

さらに、申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は既に死亡しており、申立期間当時の納付状況を確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立期間当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から51年12月までの期間、58年4月から62年9月までの期間、平成2年1月から同年3月までの期間及び7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年12月から51年12月まで  
② 昭和58年4月から62年9月まで  
③ 平成2年1月から同年3月まで  
④ 平成7年3月

結婚後の国民年金保険料の納付は、妻が夫婦二人分を一緒に納付していたので、妻は昭和43年12月の国民年金保険の資格取得以降の保険料を、私の分と一緒に納付していると思う。私の職業が自営業で収入が不定期であったため、妻は保険料を毎月定期的に納付するのではなく、1年分ぐらいをまとめて納付することが多かったと思うが、きっちりした性格であったから、保険料の納付に際して、未納期間を残すことはなかったと思う。

妻は、申立期間①、②、③、及び④の期間の国民年金保険料を、私の分と一緒に納付していると思うので記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立人が昭和43年頃に申立人がA市で国民年金の加入手続を行い、以後夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

申立期間①について、申立人及びその夫に係る国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、両人の前後に国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から昭和54年6月であることが推定でき、申立内容と符合しない。また、この時点で申立人は、申立期間の国民年金保険料を時効により制度上納付できない。

さらに、申立人及びその夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、申立期間は兩人共に未納の記録となっており、オンライン記録と一致している。

申立期間②について、申立人及びその夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、申立期間は兩人共に未納の記録とされている上、兩人共に平成元年 11 月 6 日に、申立期間直後の昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの 18 か月の保険料を過年度納付していることが確認できる。当該納付時点において、申立期間の保険料は時効により制度上納付できない。

申立期間③及び④について、申立人及びその夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間は兩人共に未納の記録となっており、オンライン記録と一致している。

また、上述の被保険者名簿により、申立期間③及び④前後の国民年金保険料納付済期間の納付状況を見ると、i) 9 か月分の保険料を一括納付している場合（平成元年 4 月から同年 12 月までの保険料を 2 年 1 月 8 日に納付）、ii) 2 か月又は 3 か月分の保険料をまとめて納付している場合（平成 2 年 7 月及び同年 8 月の保険料を同年 9 月 10 日に納付、3 年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 4 月 23 日に納付、6 年 12 月及び 7 年 1 月の保険料を同年 3 月 8 日に納付、同年 4 月及び同年 5 月の保険料を同年 6 月 9 日に納付）、iii) 1 か月に 2 回保険料を納付している場合（平成 2 年 4 月の保険料を同年 5 月 8 日に、同年 5 月の保険料を同年 5 月 18 日に納付）などが見られることから、申立人の保険料納付行動は一定しておらず、上述のとおり申立人の夫の保険料も未納の記録となっていること、及び「私の職業が自営業で収入が不定期であったため、妻は保険料を毎月定期的に納付するのではなく、1 年分ぐらいをまとめて納付することが多かったと思う。」とする申立内容を踏まえると、申立期間③及び④の保険料を申立人が納付しなかった可能性もある。

さらに、また申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたとする申立人は既に死亡しており、申立期間当時の納付状況を確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、申立期間当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことはいかがわしい事情も見当たらない。

このほか申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月

私は、時期は明確でないがあるときA市役所に赴き、当時の未納保険料を調べてもらい、その場で手持ちの現金で申立期間の国民年金保険料及びその他の過去の未納保険料を清算した経験が一度ある。その際、納付書及び領収書をもらったかどうかの記憶はないが、金額は10万円もかからなかった程度と記憶している。その清算により未納は無くなったものと思っていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で自身の納付記録を確認した際に、申立期間及びその他の未納期間に係る国民年金保険料をまとめて納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は、平成11年7月から12年1月までの国民年金保険料（9万3,100円）を同年7月24日に、過年度納付していることが確認できる上、同日以外に申立人が複数月の未納保険料をまとめ払いをした記録が無いことから、申立人が過去の未納保険料を納付するためにA市役所に赴いた時期は同日であると考えるのが自然である。しかし、同日時点において、申立人は申立期間の保険料を時効により制度上納付できない。

また、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人は基礎年金番号のほか、国民年金手帳記号番号を、平成3年4月あるいは同年5月頃に取得していることが、申立人の国民年金被保険者資格の取得日及び国民年金保険料の免除申請年月日から推定できるが、同手帳記号番号に係るオンライン記録を見ると、申立期間は国民年金未加入期間とされていることが確認でき、申立人は同

手帳記号番号により申立期間の国民年金保険料を制度上納付することができない。

さらに、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日当時、申立人が厚生年金保険被保険者であったことから、厚生年金保険被保険者記号番号を付番していることが確認でき、同番号に係るオンライン記録を見ると、平成7年6月以前の国民年金記録を統合の上、申立期間を未納期間に訂正していることが分かる。日本年金機構Bブロック本部C事務センターは、「処理表は既に破棄しており、基礎年金番号及び国民年金手帳記号番号の統合時期は不明である。」と説明しているが、少なくとも平成9年1月1日以降に統合されたものとするのが自然であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することができたのは、同年1月以降であると考えられる。したがって、同時期は保険料の収納事務の強化が図られていることから、社会保険事務所（当時）において、事務的過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人は、平成10年8月18日から同年10月6日までの間に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていることが、申立人の国民年金資格の取得日及び国民年金保険料の納付日から推定できるが、当該時点において、申立人は申立期間の保険料を時効により制度上納付できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から平成元年 12 月まで

私は、昭和 61 年 2 月に退職したものの厚生年金保険から国民年金に切替手続を行っておらず、平成 4 年 1 月 20 日に A 社会保険事務所（当時）で厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金第 3 号被保険者に係る資格取得手続を同時に行った。その際、私の夫が当時勤めていた会社の常務より、私の未納保険料を納付するよう勧められていたので、退職後から国民年金第 3 号被保険者になる直前までの未納保険料を納付した。A 社会保険事務所では、期間は明確でないが 5 万円程度を納付し、それより古い期間の国民年金保険料は、B 市役所で納付するよう A 社会保険事務所の職員に指導されたため、同市役所で 25 万円あるいは 30 万円程度を納付したことを記憶している。その際、領収書をもらったかどうかについては覚えていない。申立期間を納付済みに記録訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 4 年 1 月 20 日に、A 社会保険事務所及び B 市役所で退職してから国民年金第 3 号被保険者になる直前までの未納保険料を納付したと申し立てている。

そこで申立人の国民年金の加入時期をみると、申立人が所持する国民年金手帳に「4 年 1 月 20 日届出」と押印されていることが確認でき、申立内容と符合するが、当該時点で申立期間のうち、昭和 61 年 3 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付できない。

また、申立人は、平成 4 年 1 月 20 日時点において、申立期間のうち元年 12 月の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、オンライン記録に納付記録のある申立期間直後の 2 年 1 月から同年 7 月までの保険料（過年度納

付)と同時に過年度納付した場合、保険料額は6万5,600円となり、5万円程度を納付したとする陳述と符合しない。なお、同年1月から同年7月までの保険料額は5万7,600円となり、申立内容とおおむね符合する。

さらに、申立人は、A社会保険事務所で納付できなかった期間の国民年金保険料を、国民年金加入届出日に、B市役所の窓口で過年度納付したと陳述しているが、同市役所が過年度保険料を収納したとは考え難い上、同市役所は「平成13年度までは現年度分のみ収納していた。」と説明している。

加えて、申立人が昭和61年3月から平成元年12月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から53年3月まで

私は母から、国民年金の加入が遅れたため、納付月数が少ないことを後悔していることを聞いていたので、国民年金に加入しなければならないと考え、昭和48年2月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと記憶している。

私は、国民年金に加入当時は大学生で、自身の国民年金保険料は、アルバイト代で自宅に来る集金人又は銀行で納付書を使用して納付していた。

昭和53年頃、市の広報又は新聞で国民年金手帳が発行されることを知り、私は同手帳の受け取りに行き、現在所持する年金手帳を受け取った。しかし、私が当時どのような手続をして、どこで手帳を受け取ったか具体的なことは覚えていないが、受け取る際に、職員から「国民年金手帳を渡すので以前の領収証書は不要だ。」と言われ、それまでに納付した申立期間の領収証書は全て処分した。

私は今までに国民年金手帳は1冊しか受け取っておらず、手帳を受け取る以前の申立期間の国民年金保険料は納付書を使用して、集金人又は銀行で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。私の申立期間の記録をもう一度調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月頃、A市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、自身が納付書を使用して自宅に来る集金人又は金融機関で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得年月日及び申立人の所持する国民年金

手帳の交付日から、昭和 53 年 11 月 24 日に A 市で加入手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。また、加入時点において、申立人は、申立期間のうち 51 年 9 月までの国民年金保険料を時効により制度上納付することができず、同年 10 月から 53 年 3 月までの保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は過去の未納保険料をまとめ払いした記憶がないと陳述している。

さらに、申立人は、昭和 48 年 2 月の国民年金の加入手続時に国民年金手帳を受け取った記憶はなく、納付書を使用して国民年金保険料を納付してきたと陳述しているが、A 市は「昭和 48 年当時は印紙検認方式による保険料収納方式であり、国民年金手帳がなければ保険料を納付することはできなかった。また、国民年金手帳を交付せずに、納付書を交付することはなかった。」と説明しており、申立内容と符合しない。

加えて、申立期間は 62 か月と長期間であり、これだけの長期間連続して納付記録が欠落するとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年4月まで

私は、平成6年9月に会社を退職し、同年10月の初めにA市役所で国民年金の加入手続を行った。当時、会社を設立する予定であったが設立時期が未定であったため、窓口の職員に国民年金保険料を毎月納付するのも大変ですから、概算で1年分ほど納付してくださいと言われた。

平成6年10月4日に銀行預金から5万円を引き出し、国民年金保険料として納付した。預金通帳の金額欄の横に手書きで厚生年金と記入しているが、これは国民年金保険料のことである。その後、同年12月頃までに保険料として10万円を納付した。保険料を納付した期間は、同年10月から7年9月までである。

納付した時にもらった領収書は、税理士に渡し、税理士が私の平成6年分所得税確定申告書を作成した。同申告書に記載している「健保・年金242,250円」は健康保険及び国民年金の保険料の合計である。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を概算で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時期の住所地であるA市において、申立人の国民年金に関する記録は見当たらない上、オンライン記録から、申立人は平成6年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、7年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できるが、この間の申立期間に国民年金に加入した形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の

未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として確定申告書の控えを提示し、A市役所に1年分の国民年金保険料の概算分として15万円を納付して領収書をもらい、この領収書と退職前の会社の健康保険を任意継続した平成6年10月から同年12月までの3か月の保険料9万2,250円の領収書（1か月分が3万750円）を税理士に渡して、税理士がこの合計金額の24万2,250円を申立人の同年分の所得税確定申告書に記載したと陳述している。しかし、申立期間の国民年金保険料額は、平成6年度の保険料月額が1万1,100円、7年度の保険料月額が1万1,700円であり、申立人が納付したとする平成6年10月から7年9月までの1年分の保険料額は13万6,800円である上、市では、6年12月頃に翌年の9月までの納付書を発行することはないと説明していること、及び制度上も概算での収納は行っていないことから、申立人が国民年金の1年分の保険料として概算で15万円を納付したとする陳述と符合しない。

さらに、申立人の妻の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、平成6年10月1日に第3号被保険者資格を喪失し、申立期間は第1号被保険者資格を取得した記録となっているが、この記録は8年5月28日に記録追加されており、申立人が退職した6年10月頃に変更手続を行ったことにより資格が変更されたものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年9月まで

私が昭和59年4月に就職した事務所では厚生年金保険がなかったので、自分で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、保険料を毎月納付していた。当該事務所は60年8月に退職し、61年4月に就職した別の事務所も最初の1年間は厚生年金保険がなかったので、国民年金保険料を納付していた。今は、オレンジ色の年金手帳を持っているが、それ以前は手帳形式ではない紙の証書のようなものを持っていたように思う。

私の記憶では、昭和59年4月から国民年金保険料を納付していたが、同年10月から61年3月までの未使用の納付書が出てきたので、当該期間はあきらめるしかないが、59年4月から同年9月までは納付していたので、未納にされていることは納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、国民年金手帳記号番号が昭和61年5月に払い出されていることが確認でき、59年4月頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を毎月納めていたとする申立内容と符合しない。

また、申立人は昭和59年4月頃に国民年金の加入手続を行った時に年金手帳は交付されず、年金手帳より小さめの紙の証書のようなものを持っていたと述べているが、国民年金の加入手続を行った際に年金手帳に替えて証書を発行することはなかった。

さらに、昭和61年5月の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立

期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は過年度納付した記憶はないと陳述している。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料をA市内の職場近くの郵便局で納付したと陳述しているところ、B市は、「市が発行する現年度納付書による郵便局での保険料納付については、昭和58年度時点ではできなかったことが資料により確認できるが、可能となった時期は不明である。」と回答していること、及び当委員会が保管している同市で発行された昭和62年度の現年度納付書を確認しても、保険料の納付場所に郵便局の記載が無いことを併せると、申立期間の保険料を郵便局で納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から49年12月まで

私は、昭和41年12月に夫と一緒に父が経営していた会社を退職後、夫婦で独立して自営業を始めるようになった。それ以来、父の代から付き合いのあった会計事務所に税金及び保険料のことは全て任せていたので、詳しいことは分からないが、税金もきっちり納付し、国民年金保険料については、夫が申立期間を含めて全て納付済みであるのに、私だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と一緒に会社を退職後に独立して事業を始め、夫と同じように国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の国民年金の加入手続時期について調査すると、国民年金手帳記号番号の払出時期等から、第3回目の特例納付実施期間中の昭和55年3月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものと推定されることから、申立人の夫は、それまで記録の上では国民年金に未加入であり、申立期間を含めて保険料を納付することができなかったものと考えられる。しかしながら、当該加入手続が行われた時点において、夫は満43歳を超えており、これ以降60歳の納付期間満了まで保険料を納付し、過去の厚生年金保険の被保険者期間を合算しても年金受給資格期間である25年を確保できない状況にあったことなどから、申立期間を含む加入手続前の未納期間の保険料について、同年3月及び翌年の56年1月に遡って特例納付及び過年度納付していることが申立人の所持する申立人の夫の領収証書により確認できる上、特殊台帳の記録と一致する。

一方、申立人については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、

結婚前の昭和 36 年 7 月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推定されるとともに、申立人の特殊台帳を見ると、同年 4 月から申立人がその父親の経営する会社に勤務する直前の 40 年 10 月までの期間については、国民年金保険料を納付済みであるが、同社を 41 年 12 月末日付で申立人の夫と一緒に退職後は、その 11 年後の 53 年 1 月になった時点で、2 年の時効完成前である申立期間直後の 50 年 1 月から 52 年 3 月までの保険料を遡って過年度納付していることが確認できる。この場合、退職後の保険料未納期間は、当該過年度納付が行われるまで、申立期間を含む 42 年 1 月から 53 年 1 月までの 10 年間以上に及び、このような長期間にわたり、行政が申立人に係る保険料の収納及び記録管理における事務処理を連続して誤ることは考え難いほか、当該過年度納付が行われた時点において、申立期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人の夫に係る上記特例納付が行われた昭和 55 年 3 月当時、申立人は年金受給資格期間である 25 年を十分確保できる納付状況にあったことから、申立人の夫の場合とは異なり、申立期間の国民年金保険料について特例納付を行う必然性はうかがえない上、申立人は、申立人及びその夫の保険料納付については会計事務所に全て任せていたとして直接関与しておらず、当時の会計事務所の担当者の所在も分からないと陳述していることから、納付金額を含めた具体的な納付状況及び申立人の夫の特例納付が行われた当時の事情は不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、会計事務所の担当者が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から12年6月までの期間及び同年10月から13年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月から12年6月まで  
② 平成12年10月から13年9月まで

私は、平成8年までは国民年金に入る必要性を感じていなかったが、9年に身体をこわし、人生何が有るか分からないと思い、10年に厚生年金保険の資格を喪失したときに、国民年金に加入し納付を始めた記憶がある。

しかし、申立期間は未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したときに国民年金への加入手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、国民年金に係る5年8月20日付けの資格の取得、8年3月21日付け資格の喪失、10年10月1日付け資格の取得及び12年7月1日付け資格の喪失の記録は、いずれも15年10月27日に追加入力されていることが確認できる上、13年10月から15年3月までの期間の過年度保険料及び同年4月から同年10月までの期間の現年度保険料がいずれも同年11月11日に一括納付されていることを踏まえると、この頃に加入手続とともに国民年金保険料の納付が開始されたと考えるのが自然であり、申立人が10年の時点において加入手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。この場合、申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録の過誤は考え難く、そのほか申立期間の保険料が納付された

ことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧である上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から61年3月まで

私は昭和53年3月に大学を卒業した後、すぐに家業を手伝い始めた。両親は既に国民年金に加入しており、同年4月頃に母親から「保険はこちらでしておく。」と言われた記憶があるので、親として当然に私の国民年金の加入手続きを行ってくれたはずである。加入手続きは母親がC市役所で行い、その後の国民年金保険料も、母親が両親と私の三人分を同市役所で定期的に納付していたと思う。

しかし、申立期間について、両親の記録は納付済期間とされているのに、私の記録は未加入期間とされており納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格記録については、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿、国民年金手帳及びオンライン記録のいずれからも、申立人が昭和61年4月21日に初めて被保険者資格を取得した旨の記載を確認できる。このことは、国民年金手帳記号番号払出簿において、同年6月に、申立人に対して国民年金手帳記号番号（以下「番号A」という。）が払い出されている状況とも整合することから、番号Aの払出時期に加入手続きがなされ、その際、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日である同年4月21日を国民年金の被保険者資格の取得日としたものと推認できる。この場合、53年4月頃に加入手続きを行ったとする申立人の主張とは一致しない上、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほ

か、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したところ、申立人に対して、番号Aとは別の手帳記号番号（以下「番号B」という。）が、昭和50年6月に払い出されていることが確認できたが、手帳記号番号払出簿では番号Bについて「取消 別保管」と記載されている上、オンライン記録においても番号Bは取消処理済番号として取り扱われており、双方の記録は整合する。

さらに、C市によると、同市では、20歳到達者に対して国民年金の職権適用を実施し、その際、20歳到達者が厚生年金保険加入者及び学生である等の理由で国民年金の強制適用対象外であることが判明した場合には、一度払い出した国民年金手帳記号番号を個別に取消処理していたとしており、申立人は、「19歳の時に国民年金の加入の案内があったが、学生で収入が無かったので、母親が加入しないといけないか市役所に聞きに行った。」としていることから、番号Bは、申立人が20歳に到達した時に、申立人からの手続によらず、市の職権によって払い出された後、申立人の母親からの申出に応じて取消処理がなされたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付の大部分に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっており、当時の加入及び保険料納付をめぐる状況は定かではない上、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から48年2月まで

昭和45年12月頃、私自身はまだ学生で、単身で暮らしていたことから、私の国民年金の加入手続は実家の父親が行い、加入以降の国民年金保険料も、父親が納付していたと聞いているし、時期は定かでないが、受領印が押された手帳を見たことがある。

また、私自身、申立期間中に実家へ帰省した折には、父親から言われて自ら郵便局の窓口へ行き、3,000円あるいは4,000円程度の国民年金保険料を納付して、その時持参した通帳の様なものに受領印を押してもらった記憶もあるので、国民年金に加入して、保険料を納付しているはずだと思う。

しかし、申立期間については、国民年金保険料が納付されていない扱いとされており、納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月頃に国民年金に加入し、以降、主として申立人の父親が、欠かすことなく国民年金保険料を納付し、申立人自身が納付したこともあると主張しているが、申立人に係るオンライン記録によると、厚生年金保険と共済組合の加入記録のみであり、国民年金に係る加入記録は見当たらない。

また、申立人の未統合記録の有無を検証するため、オンライン記録により、各種氏名検索を行ったほか、申立人とその父親の当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できず、この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の大部分に

直接関与しておらず、納付してくれたとする申立人の父親は既に亡くなっており、加入及び保険料納付をめぐる状況は定かでない上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から56年10月まで  
② 昭和56年11月から60年2月まで  
③ 昭和60年3月から61年3月まで

私は、昭和50年10月に国民年金に加入して以来、国民年金保険料をA市役所に持参して納付していたが、53年頃は子育てなどで忙しく、途中1年間ぐらいが未納となったので、申立期間①については、54年4月頃、夫の給与が振り込まれていた金融機関からの口座振替に切り替えて保険料の納付を再開した記憶がある。

その後、夫の転勤により、昭和56年11月及び60年3月に、それぞれB市C区及びD市に転居したが、転居先においても同様に夫の給与が振込まれていた金融機関から口座振替により申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していた。

私は、将来のことを考えた上で、自分の意志で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料がそれぞれ納付済みとされていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月頃に、それまで一時途絶えていた国民年金保険料の納付を再開して口座振替により申立期間①の保険料を納付し、申立期間②及び③の保険料についても、それぞれ転居先の金融機関において口座振替により納付していたと申し立てている。

そこで、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和50年10月30日に任意加入被保険者の資格を取得した後、53年4月1日に同資格を喪失し、国民年金法が改正された申立期間③直後の61年4月1日に第3号被保険者の資

格を取得していることが確認できる上、これらの記録は、申立人のオンライン記録における資格取得日及び資格喪失日と一致しているほか、A市における申立人の国民年金被保険者名簿の資格記録及び申立人が第3号被保険者の資格を取得した当時のD市における申立人の納付記録等とも符合している。この場合、申立期間①、②及び③は国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人は、昭和54年4月頃、A市において口座振替により国民年金保険料の納付を再開したとしているが、同市で保険料の口座振替が可能となったのは56年4月からとされており、申立内容と符合しないほか、申立人が、申立内容のとおり、申立期間①、②及び③の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、E県管内及びF県管内における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、B市C区及びD市に転入した際、国民年金に関する手続を行った記憶はないと陳述しており、申立人が所持する年金手帳の住所欄にも当該住所の記載は見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③は延べ7年間に及び、これほどの長期間にわたり、複数の行政機関において申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が当該期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から54年3月までの期間、56年4月から57年3月までの期間、同年7月から61年3月までの期間及び同年12月から62年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。また、63年1月から平成元年3月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から54年3月まで  
② 昭和56年4月から57年3月まで  
③ 昭和57年7月から61年3月まで  
④ 昭和61年12月から62年12月まで  
⑤ 昭和63年1月から平成元年3月まで

私は、昭和52年5月に会社を退職してすぐに、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。退職後は開業し、翌年53年から毎年青色申告により納税しており、確定申告に当たっては、社会保険料控除欄に国民健康保険料額及び国民年金保険料額を記載していた。

昭和56年12月にA市からB市に転出する際、A市役所で「国民健康保険料及び国民年金保険料に滞納があれば、転出を認めない。」と職員に言われたので、一度自宅に帰り、改めて同市役所で両方の保険料を納付した記憶があるので、A市に在住中の期間に滞納は無く、B市においてもきっちり納付していたはずである。

昭和63年1月から平成元年3月まで(申立期間⑤)については、申請免除したと記録されているが、私には免除申請した記憶はない。しかし、免除申請等の知識はあったので、昭和62年12月以前に散在する国民年金保険料の未納期間(申立期間①から④まで)については、納付できなければ免除申請しているはずである。

なお、平成22年3月には、社会保険事務所(当時)が私と元妻の納付記録を照合し、私の昭和57年4月から同年6月までの3か月間が国民年金保険

料の納付済期間であると判明したことから、納付記録を追加してもらった。

申立期間①から④までが未納とされていること、及び申立期間⑤が免除とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月に会社を退職してすぐに、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行ったと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その約2年半後の54年12月に申立人の元妻と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に元妻と一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定され、加入時期において申立内容と符合しないほか、申立人は、散在する国民年金保険料の未納期間(申立期間①から④まで)については、納付できなければ免除申請しているはずであるとし、申立期間⑤については、免除申請した記憶はないとするのみであり、その主張自体に曖昧さがうかがえる。

また、申立人が昭和56年12月にA市からB市へ転出する際、A市役所の職員に、「国民健康保険料及び国民年金保険料に滞納があれば、転出を認められない。」と言われたとしているところ、同市からは、転出を認めないことなどあり得ないとした上で、窓口で国民年金保険料の滞納が判明している場合には、督促することも考えられるとの回答を得ている。しかし、転出当時において、申立期間①のうち、大部分の期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、市役所窓口で納付することができない過年度保険料であるほか、申立人は、当時納付した保険料額を国民健康保険料及び国民年金保険料を合わせて5万円ないし6万円ぐらいであったと思うと陳述しているところ、その内訳については不明であるとしていることから、転出当時に現年度保険料の対象となる申立期間②についても、保険料の納付済期間を特定することができない。

さらに、申立人及びその元妻の特殊台帳によると、ともに昭和54年10月から55年3月までの期間及び同年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料について、55年6月及び56年5月にそれぞれ過年度納付するとともに、平成8年9月に離婚するまでの納付状況等が同一であることなどを踏まえると、当時夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認されるところ、申立人の元妻も同様に、申立期間①から④までは保険料の未納期間である上、申立期間⑤についても申請免除期間となっており、昭和63年4月23日に申立人と一緒に免除申請したことがオンライン記録により具体的に確認できる。

加えて、申立人の昭和57年4月から同年6月までの期間については、平成22年3月に国民年金保険料の納付済期間として記録が追加されているが、特殊台帳を見ると、申立人及びその元妻共に、当初から正しく保険料を現年度で

納付済みである旨のゴム印が確認できることから、オンライン記録に切り替える際に、当該期間に係る申立人の納付記録のみが欠落したと考えられるものの、申立期間①から⑤までにおいて、当該期間のような記録の齟齬は確認できない上、申立期間は5つの期間に及び、延べ9年間となることから、これほどの回数及び期間にわたり、しかも複数の住所地の行政機関が申立人及びその元妻の納付記録等について、二人同時に、かつ、連続して事務処理を誤ることは考え難い。

このほか、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその元妻に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料について納付又は免除申請していたこと、及び申立期間⑤の免除期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立人も確定申告書に記載した当時の保険料額については覚えていないと陳述している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。また、申立期間⑤の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月から56年1月まで

私は、結婚当初の昭和50年11月に、結婚前まで勤務していた会社から国民年金に関する案内が届いたので、夫と相談してA市役所で国民年金の加入手続きを行ったと思う。

加入後、国民年金保険料は、納付書に現金を添えて近くの郵便局又は市役所で納付していた。

また、昭和52年4月にB市C区に転居した後も、引き続き国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間に納付記録が無いので、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金における任意加入被保険者の資格は、加入手続きが行われた日に取得するものとされており、遡及して当該資格を取得することはできない。

そこで、申立人の所持する年金手帳を見ると、昭和56年2月14日にB市C区において国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できる上、その記録は、申立人のオンライン記録及び特殊台帳に記録された資格取得日と一致するとともに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期等とも符合していることから、この日にC区役所において初めて申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推定される。この場合、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、A市及びC区を管轄するそれぞれの社会保険事務所(当時)における国民年金手帳記号

番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は5年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、しかも二つの住所地の異なる行政機関が、申立人の国民年金保険料の収納及び記録管理における事務処理を連続して誤ることは考え難い上、申立人が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 5417 (事案 927 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から44年3月まで

昭和41年に結婚し、その後すぐに義父から私の国民年金保険料を遡って納付したと聞いたので、申立期間の保険料は義父が納付したはずである。

当時、夫と義父が経営する会社は高収益を上げており、特例納付する資力は十分あったので、申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

以上を年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの回答を受けた。

しかし、その後、義父から私の国民年金保険料を遡って納付したことを聞いた時期について、長女出産後の昭和45年当時だったかもしれないことを思い出した。

また、義父から、「制度ができたので、一括して納付した。」と聞いたことも思い出したので、申立期間の国民年金保険料は、義父が特例納付の制度を利用して、私が国民年金被保険者資格を取得した時まで遡って納付してくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料について具体的なことは分からないが、義父が納付したことには間違いないので、再度、審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和44年2月3日に払い出されており、この時期は特例納付実施期間ではないため、申立期間の国民年金保険料を特例納付することはできないこと、ii) この手帳記号番号によっては、申立期間のうち、41年12月以前の保険料は、制度上、過年度納付することもできないこと、iii) 申立人

は、保険料の特例納付を行ったのは義父であるとしており、納付金額、納付方法、納付場所及び納付時期等についての具体的な記憶がないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、長女出産後の昭和 45 年当時に、義父から、特例納付の制度ができたこと、また、遡って納付したことを聞いた旨を思い出したため、その当時に、義父が申立期間の国民年金保険料を特例納付したはずであると申し立てている。

しかし、今回の申立てにおいても、申立人の納付金額及び納付方法等特例納付に関する記憶は明確ではない。

また、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 2 月 3 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、42 年 1 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料について過年度納付し、同年 4 月から 44 年 3 月までの保険料について現年度納付することは可能であるものの、現年度納付が可能な 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間について、申立人が所持していた国民年金手帳の印紙検認記録欄には検認印が無い。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

A市B区に居住していた昭和36年頃、区役所の職員が自宅に来られ、国民年金の加入手続を行った。次に集金にこられた時に国民年金手帳を手渡しもらった。

国民年金加入当初は、私が集金人に国民年金保険料を納付すると、国民年金手帳に領収印を押してもらったことを覚えているが、その手帳は紛失してしまった。

申立期間の国民年金保険料について、同居していた義母も一緒に納付しており、当該期間の義母の保険料は納付済みとされている。

申立期間の国民年金保険料は、全て納付した自信は無いが、納付記録が全く無いということは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において、昭和41年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年4月6日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間は、国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ても、発行日は昭和41年4月13日であり、国民年金被保険者資格の取得日も同年4月1日とされており、特殊台帳の記録と符合する。

さらに、C市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間は国民年金未加入期間とされ、国民年金保険料の納付の事跡は認められない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から平成4年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から平成4年11月まで

国民年金の加入については、自分自身では何もしていないのではっきりとは分からないが、昭和43年頃から見習いで働いていた店の奥さんが手続きしてくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料は、A市B区C地区内の店に毎月来ていた集金人に、夫婦二人分の保険料を納付しており、その後も住所は変わったが、引き続き同区の店に来ていた集金人へ保険料を納付していた。

また、平成3年4月から4年11月までについても、免除申請手続きを行った記憶はなく、当該期間の国民年金保険料も定期的に集金人に納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納及び免除とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時における国民年金保険料については、全て勤務先であるA市B区の店に来ていた集金人に納付したとしている。

しかし、申立人は、昭和59年3月にB区からA市D区へ転居し、その後、60年5月にはD区からE市へ転居していることが戸籍附票等により確認でき、申立人の陳述内容は不自然である。

なお、D区又はE市へ転居後の自宅に国民年金保険料の納付書が送付された可能性は否定できないものの、申立人は、店に来ていた集金人へ保険料を納付したと主張するのみで、納付書について内容及び納付方法等に係る具体的陳述は得られなかった。

また、特殊台帳の住所欄を見ても、D区からE市への住所変更履歴は確認で

きない上、申立人も変更手続を行った記憶はないとしているなど、申立人の国民年金法上の住所変更手続についての記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録を見ると、平成3年4月から4年11月までの免除記録について、3年4月から4年3月までの期間及び同年4月から同年11月までの年度ごとの期間に分けて、それぞれ3年5月31日及び4年5月26日に夫婦同一日に申請手続していることが確認でき、国民年金の手続については夫婦一緒に行っていたとしている陳述内容からみても、オンライン記録上に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦一緒に納付していたとしているところ、申立人の妻のオンライン記録を見ると、昭和59年10月から平成3年3月までの期間及び同年4月から4年11月までの期間について、申立人と同じく未納及び免除となっている上、3年4月から4年11月までの免除期間における追納の事跡も確認できない。

このほか、申立期間は8年2か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から51年3月までの国民年金保険料及び平成元年3月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から51年3月まで  
② 平成元年3月

私が、大学生であった昭和45年1月頃に、母から「国民年金に加入し、国民年金保険料も支払っておいた。」と聞いた記憶がある。国民年金保険料については、大学在学中はアルバイト代から、また、卒業後についても就職先は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、給料の中から、母にお金を渡して支払ってもらっていたように思う。母からA市B区役所の窓口で納付していたことも聞いた。

結婚してからは妻が市役所及び銀行で納付してくれていた。ずっと付加保険料も納付していたはずである。

申立期間①が未納と記録されているのは納得できない。

また、申立期間②の付加保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和51年3月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、45年1月から48年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、49年1月から50年3月までの保険料は過年度保険料となり、区役所窓口で納付することはできない。

また、申立人は、昭和45年1月頃に母親が国民年金の加入手続を行ったと申し立てているものの、申立人は、49年11月以降に使用された三制度共通の年金手帳を所持しており、それ以前に別の国民年金手帳の交付を受けた記憶はないと陳述している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付について関与しておらず、加入手続及び申立期間①の保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間①の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

次に、申立期間②について、オンライン記録を見ると、申立人の当該期間の国民年金保険料については過年度納付していることが確認できる。

制度上、付加保険料については、納期限を過ぎて納付することは認められないことから、申立期間②については、定額保険料のみ過年度納付したものの、付加保険料については納付することができなかったものとするのが相当である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 8 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 50 年 5 月末まで勤務しており、退職直前の同年 5 月に B 地方へ慰安旅行に行った時の写真も持っているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 5 月末日まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社は、昭和 54 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格の有る元従業員 20 人に照会し 13 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務を記憶している者は無く、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、昭和 50 年 1 月から国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人は、退職直前の昭和 50 年 5 月に B 地方へ慰安旅行に行った時の写真を持っているとしているが、B 地方への慰安旅行の時期について、前述の回答の有った元従業員 13 人のうち 2 人から陳述があり、そのうち 1 人は、「私は、昭和 50 年 1 月に A 社を退職したが、B 地方への慰安旅行は在籍中に 1 回だけ有った。」と陳述し、別の 1 人は、「B 地方への慰安旅行の実施時期は昭和 49 年 5 月である。当時、私が出向していた合弁会社が接待したのでよく

覚えている。当時の記念写真もっており、日付が有るので間違いない。」と陳述しているところ、当該写真を確認すると、その裏面に「1974.5.31」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 8 日から 44 年 12 月まで

ねんきん特別便により、A組織に勤務した申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。B社の従業員であり、同組織の役員でもあった姉の紹介で、昭和 39 年 11 月に同組織に雇用され、44 年 12 月に退職するまで、C業務全般に従事していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA組織発行の機関史及び申立人の姉を含む複数の同僚の陳述から判断して、申立人が同組織に雇用され、申立期間に同組織でD職として勤務していたことが認められる。

しかし、A組織は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、商業登記の記録によると、A組織は平成 18 年に解散している上、前述の機関史に記載されている歴代の同組織専従者のうち、申立期間当時のE職は連絡先不明であり、申立期間当時のF職は既に死亡しているほか、照会に対して回答のあった者は、「申立人が申立期間に保険料を控除されていたかどうか分からない。」と陳述しており、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認できない。

さらに、申立人がB社で厚生年金保険に加入していた可能性を考慮し、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の加入記録は見当たらない上、前述の機関史において、申立期間より前に申立人と同じ書記として勤務していたことが確認できる者二人についても、その加入記録は見当たらない。

加えて、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認できない。

なお、申立人は、昭和42年分の給与所得の源泉徴収票を提出しており、社会保険料の金額が記載されているものの、当該額は、記載されている給与支払金額に見合う社会保険料額と符合しない上、給与所得の支払者欄の記載も無いことから、当該源泉徴収票により申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人は、「A組織を退職する時に、厚生年金基金と思われる所から何かの書類が送られてきたように記憶している。」と陳述していることから、G組織に照会したが、同組織は、「申立人に係る厚生年金基金の加入記録は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 7 日から 47 年 8 月 14 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B支店からC市の同社D支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人から提出のあったE連合協議会発行の3年勤続に係る表彰状を見ると、当該表彰状が発行された申立期間中の昭和47年3月19日時点において、申立人が、A社ではなく、F社という事業所の従業員として記載されていることが確認できる。

また、C市にあったF社の申立期間当時の事業主に照会したところ、同人は、「申立人は、申立期間に当社で勤務していた。」と陳述している。

これらのことから判断すると、申立人が申立期間にF社で勤務していたことが推認できる。

しかし、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年4月17日に、事業主を含めた4人が資格を取得した後、その次に被保険者となった者の資格取得日は、申立期間の終期の約2か月前となる47年6月11日であり、申立期間の大半を含む約3年2か月の間は資格取得手続が行われていないことが確認できる。同社が適用事業所となった44年4月17日に資格を取得している元従業員の一人は、

「F社が立ち上げられた時の従業員は3人で、その後何人か入社したが、皆、長続きしなかった。事業主は、従業員の厚生年金保険の加入手続を会社設立当初はきちんとしていたと思うが、申立人が入社した頃は経営状態が悪く、厚生年金保険の加入手続を適切に行っていなかったのではないかと思う。」と陳述している。

また、F社の申立期間当時の事業主は、「当時の資料が無いので詳細は不明だが、申立人の厚生年金保険の資格取得手続を行っていなければ、保険料も控除していない。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

一方、申立人が申立期間にA社で厚生年金保険に加入していた可能性を考慮し、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間に申立人の加入記録は見当たらない上、同社保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ても、申立人の退職日は昭和46年9月6日であり、資格喪失日はオンライン記録どおりの同年9月7日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月4日から同年6月11日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和28年5月4日に同社に入社し、入社日以後2週間ないし3週間にわたって、C県の同社D工場で幹部教育のための研修を受けた。その後、同年6月上旬にE県の同社F工場に配属となった。

研修期間中である申立期間の厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人提出の工場配属通知書等から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が、自身と同じ昭和28年5月4日に入社したとしている同僚11人について、オンライン記録を見ると、1人は研修が行われたA社D工場で入社日と同日の同年5月4日に被保険者資格を取得しているものの、同社のD工場以外の各工場で資格を取得しているほかの10人の資格取得日は、申立人と同月の同年6月中であることが確認できる。

また、B社の人事担当者は、「当時の資料が残っていないので詳細は不明であるが、当時は厚生年金保険の資格取得手続を工場ごとに行っていたため、A社F工場は、申立人の資格取得日を、社会保険事務所の記録どおりの昭和28年6月11日として届け出たものと考え。また、申立期間の資格取得手続を行っていない以上、申立期間の保険料控除もなかったと考える。」と陳述している。

さらに、申立人は、「幹部教育のための研修は、私の入社の前年である昭和

和 27 年度から始まった。」と陳述しており、昭和 27 年 4 月に入社し、自身と同じく研修後に A 社 F 工場に配属となった先輩従業員を記憶しているところ、オンライン記録を見ると、同人の同社 F 工場における資格取得日も、入社から約 1 か月後の同年 5 月であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から31年6月まで

ねんきん特別便により、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A社（現在は、B社）に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料を保存しておらず、保険料控除の状況等は一切不明である。」としている。

また、申立人及び複数の元従業員は、「申立期間当時のA社の従業員数は20人から40人ぐらいまでであった。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間の被保険者数は平均すると約12人であることが確認できるほか、申立人が名前を挙げている同僚5人のうち、4人は同名簿で氏名が確認できるが、1人は同社では被保険者となっていないことから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 10023 (事案 5467 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 20 日から同年 10 月 1 日まで  
私は、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。  
上記通知を受理後、私の入社年月が記載されたB名簿(A社OB会名簿)を同僚から入手したので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、平成2年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主等も死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することができないこと、ii) 複数の同僚の陳述から、申立期間当時、同社では、全ての従業員を必ずしも入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえること、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社における申立期間当時の勤務状況を示す資料として、「B名簿」を提出しているところ、当該名簿において申立人の入社年月は昭和30年4月となっており、申立人主張の入社日である同年5月20日とは一致していない上、当該名簿に入社年月が記載された30人について調査したところ、

入社年月を記憶違いしていると思われる者等を除く 12 人についてみると、これらの者の同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも入社年月の 1 か月後から 12 か月後までになっていることが確認できる。

また、上記の「B名簿」を作成した者は、「当該名簿に記載している入社年月は、本人又は同僚の陳述を基に記載したので、その信憑性<sup>びよう</sup>までは不明である。」と陳述している上、同人から申立人の申立期間における勤務の実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、改めて、オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらなかった。

これらのことから、今回提出された資料は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年10月31日から6年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年7月1日から15年3月25日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月31日から6年7月1日まで  
② 平成6年7月1日から15年3月25日まで

私は、昭和50年代にA社を設立し、平成15年に同社を閉鎖するまで、代表取締役として継続して勤務していたが、年金事務所の記録では、B市に単身赴任していた申立期間①の被保険者記録が無く、納得できない。

申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間②における標準報酬月額は、実際の給与支給額と比べて低くなっている。

当時の給与支給額及び社会保険料控除額を確認できる資料として給料支払明細書の一部を所持しており、当時、月40万円の給与を受けていたことが確認できる。

申立期間②に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る商業登記簿謄本を見ると、申立人は、記録が保存されている昭和63年11月25日から同社が破産宣告を受けた平成15年8月\*日までの期間、代表取締役に就任していること並びに同社の元専務取締役及び他の同僚から、「申立人は、申立期間も、A社に在籍していた。」との陳述が得られたことなどから、申立人は、申立期間当時、同社代表取締役とし

て在籍していたことが推認される。

しかしながら、申立人は、「当時、A社で社会保険事務を担当していた元専務取締役は、申立期間は私を厚生年金保険に加入させていなかったのので、報酬から厚生年金保険料は控除されていなかったように思う。」旨を陳述している。

また、A社の元専務取締役は、申立人が申立期間において、その報酬から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる賃金台帳等の資料は保管していないと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

なお、上記のとおり、申立人は、昭和63年11月25日から平成15年8月11日まで、A社の代表取締役であることが確認できることから、申立人は、当時、同社の業務執行に責任と権限を有する者として、自身の厚生年金保険の適用状況等について知り得る立場であったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立期間②のうち、平成11年4月分から同年6月分までの給料支払明細書を所持しており、申立人は、当該期間において、月額40万円の給与の支払いを受けていたことが確認できるものの、当該給料支払明細書の控除額欄を見ると、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、上記以外の期間における給与支払明細書を所持していない上、A社の元専務取締役は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管していないと回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

なお、上記のとおり、申立人は、昭和63年11月25日から申立期間を含む

平成 15 年 8 月 11 日までの期間、A 社の代表取締役であることが確認でき、申立人は、当時、自身の厚生年金保険の適用状況等を知り得る立場であったと考えられる。

このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
厚生年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年頃から45年頃まで

夫は、A社又はB社において昭和41年頃から45年頃までC職として勤務していた。

しかしながら、年金事務所の記録では夫の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が昭和41年頃から45年頃までA社又はB社にC職として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、D社総務課は、「当社保管の資料には、A社及びB社において、当時、C職として勤務していた者の氏名が記載されているが、その中に申立人の氏名は見当たらなかった。」旨回答している。

また、D社総務課は、「当社の職員は、アルバイトとして雇用された者を除き、E共済加入員であるので、当社が、厚生年金保険の適用事業所になったことはない。このため、従業員を厚生年金保険に加入させることはなく、厚生年金保険料を源泉控除することもなかった。」と回答しているところ、オンライン記録において、「D社」、「A社」及び「B社」という名称による事業所検索を行ったが、これに該当する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

さらに、現在、D社からC職に関する業務を受託しているF社に事情照会したところ、同社は、「申立期間は当社が設立される前の期間に当たる。また、当社で申立人を雇用したことはない。」と回答している上、オンライン記録に

よると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和53年12月1日であることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

なお、申立人がE共済加入員であった可能性も考えられることから、G共済事業団に文書照会したものの、同事業団は、「申立人の申立期間における加入員記録は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月 5 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 11 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで

年金事務所に A 社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与支給額より低くなっている。

申立期間の給与明細書は所持していないが、実際の給与支給額である 30 万円に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における申立期間の標準報酬月額の記録が、実際の給与支給額よりも低額となっていると申し立てている。

しかしながら、A 社は、昭和 52 年 3 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の元事業主及び社会保険事務担当者は所在が不明であるため、申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出し、同社における標準報酬月額の届出状況及び保険料控除等について事情照会したものの、回答の得られた複数の同僚はいずれも、「当時の保険料控除額等については、不明。」と回答しており、申立期間当時の事情等を明らかとすることはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していない上、同僚

からも当時の給与明細書等の提示は無く、このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月21日から同年7月5日まで

私は、昭和36年10月にA社（現在は、B社）に入社し、60年3月に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、昭和38年4月21日から同年7月5日までの期間については、厚生年金保険の加入記録が無い。C社に応援に行っていた時期かもしれないが、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和38年4月21日から同年7月5日までの期間も勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、「当社が作成し、保管する申立人に係る社会保険の加入履歴は、社会保険庁（当時）の記録と一致しており、申立期間については、申立人の給与から保険料を控除していないと思う。」旨回答しており、当該加入履歴には、申立人が申立期間において、同社と事業主を同じくするC社に移籍していたことをうかがわせる記載が確認できる。

また、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、A社において、申立人と同じ昭和38年4月21日に被保険者資格を喪失した後、C社において、同年7月1日に被保険者資格を取得した者が6人確認でき、このうち1人は、「私は、申立人と一緒にA社からC社に、間を空けずに移籍した。申立人は、しばらくしてからA社に戻った。」旨陳述している。

さらに、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年7月1日であり、同社は、申立期間のうち、同日までは適用事業所とはなっておらず、申立期間当時、同社で給与事務を担当していたとする者は、「私は、昭和38年5月頃に入社したが、C社が適用事業所になるまでは厚生年金保険に加入し

ておらず、給与から保険料は控除されていなかった。他の従業員も同様であったと思う。」旨陳述している。

加えて、C社は、既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 10 年 2 月 3 日まで  
ねんきん定期便により、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して、それぞれ3万円ほど低く記録されていることが分かった。

申立期間当時の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、実際の月額給与支給総額よりそれぞれ3万円程度低く記録されていたと申し立てている。

しかし、A社は、平成10年2月3日に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっている上、同年2月\*日に破産宣告を受けていることから、同社の元事業主及び元役員並びに申立期間当時の総務担当者及び破産管財人は、いずれも当時の資料は保管していないとしているため、申立人の申立期間における保険料控除の状況について確認することができない。なお、上述の総務担当者が給与計算事務の委託先であったとするB社は、連絡先等が不明のため、同社から申立期間当時の状況を確認することができなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録がある94人（申立人が名前を記憶している同僚4人を含む。）のうち、所在が判明し、回答が得られた5人全員が「申立期間の自身の標準報酬月額と、実際に支給されていた給与額に相違はみられない。」と陳述している上、そのうちの1人が保管していた申立期間のうちの一部の期間の給与支給明細書を見ると、給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料であることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額の記録から、申立

人のA社における離職前6か月の平均給与月額が56万6,670円（離職時賃金日額は1万8,889円）であったことが確認でき、当該給与月額は申立人が同社を退職した時点（平成10年1月30日）の標準報酬月額（56万円）に相当することが確認できる。

加えて、C厚生年金基金が提出した厚生年金基金加入員台帳（写し）によると、申立人が同基金に加入した平成4年11月1日から10年2月3日までの期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月から46年3月まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。夫は同社ではC部門に所属し、D事業所でE業務に従事したり、F業務に従事したりするなど、1年中休み無く勤務した。また、万博が開催された昭和45年頃になると、D事業所をG事業所に改築し、そのH職として勤務した。

申立期間は、夫はA社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、A社においてE業務等に従事していたことは推認できるが、G事業所でH職として勤務していたことは確認できない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、B社の事業主は、「申立期間当時の資料は既に廃棄しているため申立人の勤務実態及び保険料控除の詳細については不明である。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある元従業員37人に照会したところ、回答のあった者のうち、申立期間当時の会計事務担当者を含む複数の元従業員は、「E業務従事者は、従業員としての扱いではなかったため、厚生年金保険には加入していなかった。」と陳述している。

加えて、申立人と同業務従事者で、申立人の妻が記憶している同僚二人は、

いずれもA社において厚生年金保険の加入記録は無く、そのうちの一人は「私は従業員扱いではなかった。」と陳述している。

また、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は無い上、同社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、オンライン記録により申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 31 日から 43 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 41 年 4 月に正社員として入社し、定時制高校に通学しながら、B業務を担当していた。

申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間も継続して勤務していたと申し立てているA社については、i) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、C市に所在していた同社は、昭和 43 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていること、ii) 商業登記簿により、D市に所在し、同社と事業主が同じであるE社が、申立期間当時も厚生年金保険の適用を受けていることがオンライン記録により確認できること、iii) A社に係る商業登記簿は確認できないこと、iv) オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失した 5 人は、引き続き同日付けでE社において被保険者資格を取得していることが確認できること、v) 前述の 5 人のうちの 1 人で、申立人も元上司として記憶している者は、「A社F工場は昭和 42 年頃から 52 年頃まであり、自分はずっと同社F工場勤務していた。」と陳述していることから判断すると、A社はE社の関連工場であったことが推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料は、平成 13 年に本社が全焼した際に焼失したため、申立人が申立期間に勤務していたか否か不明である。」と回答

している上、申立期間当時の事業主及び給与事務担当者も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、前述v)の元上司は、「申立人を記憶しているが、G職ではなく、H職だった。3年いれば一人前のG職になっているはずなので、そこまではいなかったと思う。時期は分からないが、申立人は、父親の仕事を手伝うためしばらくいなかった。父親と会ったこともあるが、申立人が、父親は仕事もせず、給料もくれないと言っていたため、その後、またA社に戻ってきたと思う。」と陳述している。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に被保険者記録のある14人のうち、所在の判明した7人に照会したところ、全員が申立人を記憶していないため、申立人が申立期間において勤務していたことをうかがわせる陳述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 10031 (事案 4733 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 5 日から同年 12 月 23 日まで

前回の年金記録確認第三者委員会への申立てで述べたように、私は、特殊な仕事をしていたので入社時から 3 万円の給料をもらっていたのに、元従業員の聴取調査だけで結果を出した前回の同委員会の審議結果が納得できないので、再審議してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所(当時)のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に被保険者資格を取得し年齢及び性別も同じである 17 人の元従業員のうち営業職であった 2 人を除く 15 人の資格取得時の標準報酬月額を見ると、申立人と同じ 1 万 6,000 円と記録されていることが確認できること、ii) 上記従業員のうち、申立人と同期入社であり年齢及び職種が同じ同僚は、「私の初任給は 1 万 5,000 円であった。C 職で初任給が 3 万円というのは考えられない。」と陳述していること、iii) B 社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の当委員会の審議結果が納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料及び情報の提出はなく、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 5 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社で代表取締役として 41 万円ぐらいの給与をもらっていたのに、私の知らない間に標準報酬月額が遡って 8 万円に減額されていることは納得できないので、訂正前の記録に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 5 月 31 日）の後の平成 5 年 6 月 23 日付けで、3 年 1 月から 5 年 4 月までの期間の標準報酬月額が 41 万円から 8 万円に遡及して減額処理されていることが確認できる。

また、申立人は、「経理担当者が給与事務をしており、自身は、保険料控除及び係る遡及処理については何も覚えていない。」としている。

しかしながら、商業登記簿の記録及び申立人の陳述によると、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の閉鎖理由について、申立人は、「平成 5 年頃に業績が悪くなってきたので閉鎖した。」と陳述している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において被保険者であった 10 人（申立人を含む）のうち 6 人は、申立人と同様に、平成 5 年 6 月 23 日付けで遡及して減額処理されていることが確認できる。

これらのことから、A社は、その当時、保険料の納付に苦慮していたことがうかがわれる中で、代表取締役であった申立人が、これらの減額処理について非関与で知らなかったとは考え難いところ、申立人からは当時の保険料控除及びこれらの遡及処理に関しては何の陳述も得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理及び届出の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 11 月 1 日から 55 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 6 月 1 日から 57 年 7 月 31 日まで  
③ 平成 5 年 5 月 31 日から 12 年 8 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①、②及び③の加入記録が無いとの回答をもらった。A社、B社及びC社では、それぞれ、代表取締役として勤務していたので申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社において厚生年金保険の被保険者であったと申し立てているところ、同社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間は適用事業所となっており、事業主欄には申立人の氏名が記載されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る上記被保険者名簿から、申立期間当時に記録のある 15 人全員のうち所在の判明した 9 人に照会し、5 人から回答があったものの、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

また、申立期間当時、申立人が 15 年以上にわたり一緒に勤務していたとする申立人の弟の被保険者記録も見当たらないことから、A社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

申立期間②について、申立人は、「B社」に勤務していたと陳述していることから、類似名称の「D社」に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人の氏名が事業主として記載されているものの、被保険者としての記録は無い。

また、「D社」に係る上記被保険者名簿に記載の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無いことから、当該事業所は法人格を有しない個人事業所であったものと推認されることから、個人事業所の事業主は、制度上、厚生年金保険の被保険者になることはできないことから、仮に申立人が申立期間にD社に継続して勤務していたとしても、厚生年金保険被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、D社に係る上記被保険者名簿から申立期間当時に記録のある5人全員のうち所在の判明した4人に照会し、1人から回答があったものの、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

申立期間③について、C社において、勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、申立人は、自らが代表取締役であった前勤務先のE社で資格を喪失した平成5年5月31日に任意継続被保険者の資格を取得し、法定期間が満了する7年5月31日に被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金の記録を見ると、申立期間を含む平成8年4月から14年9月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人がC社で平成5年5月頃から一緒に勤務した従業員として名前を挙げた5人の年金記録を調査したところ、申立期間当時、これらの者は、いずれも別の事業所での被保険者期間又は国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

なお、商業登記簿謄本によると、C社は、申立期間中の平成9年6月\*日に法務局により解散登記されていることが確認できる上、申立期間当時、給与事務を担当していた者は、既に亡くなっていることから、申立人の保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①、②及び③に係る被保険者記録は見当たらず、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 17 年 7 月 16 日まで  
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されており、同社から、報酬月額に通勤手当を算入していなかったとして記録訂正の届出が行われたが、保険料徴収の時効が成立したことにより、訂正後の標準報酬月額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録とされているので、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、事後訂正の結果、38万円とされているが、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の36万円とされているところ、A社が提出した賃金台帳において確認できる申立期間の給与支給額に通勤手当相当額を加算した額は、オンライン記録の標準報酬月額（上記訂正前の36万円）を上回っているものの、当該賃金台帳において確認できる申立期間の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額（36万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（上記訂正前の36万円）と一致している。

また、申立人提出の給与明細書において確認できる申立期間のうち平成 15

年9月から同年12月までの期間の厚生年金保険料控除額は、事業主提出の賃金台帳において確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額と一致している上、申立人提出の16年分の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額は、賃金台帳において確認できる同年1月から同年12月までの期間の社会保険料等の控除額の合計額と一致している。

このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 1 月まで

私は、昭和 53 年 4 月から 55 年 1 月まで A 社に正社員として在籍し、B 業務従事者として勤務していたが、年金事務所の記録では、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

私は、昭和 55 年 1 月に A 社が倒産した際に、失業保険を受給しており、申立期間の給与から雇用保険料と一緒に厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の C 市内の「50 音別電話帳」には、「A 社」の記載が確認でき、当該電話帳に記載された同社の所在地及び業種は、申立人の主張と符合する上、申立人が、同社の同僚として名前を挙げた者の陳述から、退職時期は特定できないものの、申立人は、昭和 53 年 4 月頃から同社に正社員として勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が勤務したとする A 社は、社会保険事務所（当時）に適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は見当たらない上、申立人及び前述の同僚が同社の申立期間当時の事業主として名前を挙げた者は、所在不明であるため、同社及びこの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認することができない。

さらに、申立人は、「A 社を退職後に失業保険を受給していた。」旨陳述しているものの、A 社での申立人の雇用保険加入記録は確認できない上、同社の雇用保険適用事業所としての記録も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オン

ライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から39年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社B支社には、昭和36年7月から43年8月まで継続して勤務しており、申立期間も厚生年金保険に加入していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、自身で記録したとするC業務実績等の資料から、申立人が申立期間もA社B支社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、A社は、「申立期間当時、C業務担当の従業員には正社員と契約社員がおり、契約社員は正社員とは異なり等級分けを行っていた。当時、原則として、契約社員を厚生年金保険には加入させておらず、希望があった場合にのみ、例外的に加入させており、脱退については任意であった。」と陳述しているところ、上記のC業務実績等の資料を見ると、申立人が同社に入社したとする昭和36年7月から同社B支社で被保険者資格を再取得する39年2月までの期間について、「D社員、E社員」等の記述が確認できることから、申立人は、当該期間において、契約社員であったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 10037

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 29 日から 49 年 4 月 30 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 49 年 4 月 30 日まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和44年8月及び同年10月にそれぞれA社B支店を退職したとする同僚二人は、「私の退職時、申立人はA社B支店で勤務していた。」と陳述しているほか、他の同僚は、「時期は覚えていないが、申立人は、A社B支店に3年ないし4年は勤務していたと思う。」と陳述していることから、時期は特定できないものの、申立人が申立期間内に同社B支店で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、雇用保険の記録における申立人の離職日は昭和43年2月27日であり、厚生年金保険の記録とほぼ一致しているほか、雇用保険の記録を確認することができたA社B支店の元従業員3人(申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得。)は、いずれも、雇用保険の離職日に係る記録が厚生年金保険の資格喪失日に係る記録と一致している。

さらに、申立人のA社における厚生年金基金の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 33 年 2 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 32 年 2 月から 33 年 2 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、上記の同僚は、「私は、昭和 29 年からA社で勤務したが、厚生年金保険の加入記録は 31 年 12 月以降の期間しかなく、入社後 2 年間は加入記録が無い。」と陳述している。

また、申立人が申立期間にA社と一緒に勤務したとする申立人の父（申立人及び元従業員の一人は、申立人の父はB職であったと陳述。）は、同社において被保険者としての記録は無いほか、元従業員の一人は、「申立期間当時、A社には 8 か所の工場が有り、従業員数は合計で約 150 人であった。」と陳述しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる当該期間の被保険者数は 77 人であることから、当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和 40 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡しているため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番

は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。